

令和2年第1回土別市議会定例会会議録（第2号）

令和2年3月3日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 3時58分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 大綱質疑

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	井上久嗣君	2番	真保誠君
	3番	苔口千笑君	4番	喜多武彦君
	5番	佐藤正君	6番	西川剛君
	7番	谷守君	8番	村上緑一君
	9番	渡辺英次君	10番	丹正臣君
	11番	国忠崇史君	12番	大西陽君
	13番	谷口隆徳君	14番	十河剛志君
	15番	山居忠彰君	16番	遠山昭二君
議長	17番	松ヶ平哲幸君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長	中舘佳嗣君	市民自治部長	法邑和浩君
健康福祉部長	田中寿幸君	経済部長	井出俊博君
建設水道部長	工藤博文君	朝日支所長	武田泰和君

教育委員会 教育委員長	中峰寿彰君	教育委員会 生涯学習部長	鴻野弘志君
----------------	-------	-----------------	-------

病院事業者 副管理事業者	三好信之君	市立病院 院長	加藤浩美君
-----------------	-------	------------	-------

農業委員
会長

飛世 薫 君

農業委員
局長

藪中 晃 宏 君

監査委員

吉田 博行 君

監査委員
局長

穴田 義文 君

事務局出席者

議事
局長

千葉 靖紀 君

議事
局長

岡崎 浩章 君

議事
副局長

前畑 美香 君

議事
主任

駒井 靖亮 君

(午前10時00分開議)

○議長（松ヶ平哲幸君） ただいまの出席議員は全員であります。これより本日の会議を開きます。

○議長（松ヶ平哲幸君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（千葉靖紀君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は、配信のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 議事に入る前に、市長より、このたびの新型コロナウイルス感染症対応について、報告をしたい旨の申し出がありますので、これを許します。

牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 新型コロナウイルスの感染症にかかわります市の対応について、私から申し上げます。

昨年12月に中国武漢で発生いたしました新型コロナウイルスが、現在、世界中に広まっており、日本におきましては、クルーズ船での感染者を除き、昨日、3月2日現在、北海道が77人と感染者が一番多く確認されている状況でございます。

WHO世界保健機関におきましては、1月31日に国際的な緊急事態を宣言し、2月28日には、世界的な危険性の評価を高いから非常に高いに引き上げました。日本では、本年1月15日に初の感染者が報告され、国は2月1日から指定感染症に指定し、医師の感染症患者の提出や感染症者の就業制限などの対応を始めました。また、2月25日には、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を決定し、相談センターの24時間対応、イベントの自粛や再検討の要請等がなされてきたところでございます。

さらに、北海道では、感染者が急増したため、鈴木知事が国に先駆け、高校を除く小・中学校の2週間の臨時休校の要請を行い、2月28日には、安倍首相が全国の小・中学校、高校の一斉休校を要請し、同日、北海道では、緊急事態宣言が出され、特に週末の外出を控えるよう呼びかけがされたところでございます。市民の皆さんにとりましては、ニュースや新聞等で刻々と状況が変化した内容が報道されるたびに、身近に降りかかってくる不安を感じ、過ごされていることと思いますが、現時点において士別市での感染者の発症は報告されていない状況でございます。

本市におきましては、これまでホームページや広報誌で、市民への注意喚起を行うとともに、3回の対策本部を開催し、公共施設や学校等の教育施設の臨時休業等の対応などを検討し、決定事項につきましては、私が報道機関を通じ市民への迅速な情報提供に努めてきたところでございます。

現在の取り組みにつきましては、北海道及び道教委からの要請を受け、2月27日から3月4日まで全ての小・中学校を臨時休業とし、部活動の中止や少年団活動の自粛要請などを行いました。また、児童館、放課後等デイサービスセンターを休館するとともに、感染すると、より

重症化しやすい高齢者が多く集まる、いきいき健康センターも休館としています。ただし、認可保育園につきましては、小さい子供を持つ共稼ぎ家族などに配慮し、可能な限り保護者の協力を得ながら、感染の予防に留意した上で開園しているところでございます。

3月5日からは、2月28日の国からの要請のもと、全ての小学校、中学校、高等学校を春休みに入る前日まで休業といたしますが、保育園や放課後児童クラブ、放課後等デイサービスセンターについては、保護者の協力をいただきながら開園をいたします。なお、いきいき健康センターについては3月いっぱい閉館とし、市が主催するイベントや大会等の開催なども自粛してまいります。今後も、市民の安全・安心を守るため、感染の流行を早期に終息させることを最優先とし、北海道や関係機関からの情報収集に努め、感染防止対策に万全を期してまいります。

なお、この後、昨日会議が行われました臨時休業中における分散登校日等の設定につきましては、中峰教育長のほうから、その内容を御報告させていただきます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君） それでは、私から、教育委員会所管3点ほど、今、市長からありましたように分散登校、これは仮称でありますけれども、そういった考え方を含めまして、説明させていただきたいと思っております。

まず、1点目に、学校の分散登校、これは道教委が、せんだって検討するということでの情報が入ってございましたけれども、昨日、道教委と、それから全道の146の教育長が、それぞれ教育局に集まりまして、テレビ会議を開催する中で、一応のその案に基づいて議論し、その後、私ども昨日の夜に、校長会議、役員会を含めて4回目になるわけですが、校長会議を開いた中で、ある程度、確認をした内容についてです。

まず、この考え方ですけれども、趣旨といたしましては、児童・生徒や保護者の不安解消ということがまずありますけれども、とりわけ児童・生徒の心身の健康状態、それから学習状況の把握ということが目的です。それ以外に、実は学校にまだ、家庭で学習するにしても、学習用具を置いたままですので、そういったものの持ち帰り、あるいは、春休みも含めた課題を渡してくるということもございます。それで、おおむね週1回ペースで、これは設けていきたいと考えていますが、あくまで分散ということで、児童・生徒数の多い学校については、学年ごとに区切った形での登校ということが基本になっています。時間といたしましては、おおむね在校時間は1時間程度という設定でございまして、そういった意味では、逆に周辺校については、児童・生徒数が少ない場合については、学年に分けずに実施する場合もあると。これは、それぞれの学校の状況にも応じて判断して、考えてございます。

今申し上げましたように、週1回のペースということで、早いところでは、この3月5日、当初の道教委での考え方が3月4日までの休校でしたので、そこを踏まえまして3月5日以降、そういった体制をとっていきいたいと思っております。

なお、子供たちについては、無理に登校させるというものではありませんので、もし欠席を

しても、例えばそういう課題を渡すということは、別に対応していくということで考えているところですよ。

続きまして、2点目に、卒業式関係ですけれども、既に高校におきましては、3月1日の卒業式、翔雲高校においては2日、昨日、教職員と卒業生のみで実施されました。粛々とした中で、卒業生も式ができたということでの、なくならなくてよかったという話も出ているようでございますが、東高校については、3月5日の午後に実施する予定でございます。

それから、小学校、中学校については、予定している中学校では、3月12日あるいは3月13日、小学校については、3月19日に実施するものいたしますが、規模は大きく縮小し、時間も大幅な短縮を図るということで、具体的には、来賓は極めて限る形になりますので、あってもPTA会長がそこにいるという程度と。ですので、私どもも出席はしないということになります。祝辞もペーパーベースに置きかえるなど、時間短縮を図ります。

また、そういった意味では、卒業生だけになる場合も想定されますけれども、私どもとすれば、そこは学校事情にも応じながら、できる限りのことで、なおかつ感染リスクを抑えるという方向で開催できるよう、それぞれ学校の判断も含めて対応していくようにしているところです。

3点目です。社会教育施設、それから社会体育施設に関してですけれども、先週来、これは全体の本部会議でも検討し、まずは、当面これはあけていくことにしています。現在は、開館をしています。ただし、児童・生徒だけの利用については制限をさせていただいております。

また、近隣の自治体を含めまして、今、休館という方向も出ていますので、そういった状況も鑑みながら、今後も、また、対応については、引き続き検討してまいりたいと考えています。

なお、土日の部分も含めてですが、平日における子供たちにあっては、体力面の心配やあるいはストレスということもありますから、今後そういった意味も十分ケアしていかなければならないわけですが、今は専門家の知見で言いますと、ジョギングや散歩等々については、逆にやったほうがいいのではないかと話もありますし、言ってみれば、お互い手を広げて接触しない距離であれば、そこにいるということはいい。ただ、多くの人が集まる密室、空間等々は避けるべきということもありますけれども、いわば少し家の周りで体を動かすとか、そういったことはやっていただきながら、この危機的な状況を乗り越えていければと思っているところです。

教育委員会としては、以上、御報告をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議案第1号から議案第16号までの令和2年度士別市各会計予算とこれに関連を有する議案16案件を一括議題に供します。

これより大綱質疑に入ります。

議長の手元まで質疑通告書を提出された方は11名であります。あらかじめ決定しております

順序に従い順次質問を許します。

3番 苔口千笑議員。

○3番（苔口千笑君） 令和2年第1回定例会通告に従いまして大綱質疑をいたします。

まちづくり総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略は、市政運営の基本指針でありますことから、これまでもさまざまな観点から幾度となく取り上げられてこられたものと承知をしております。総合戦略における計画と現実の乖離を鑑み、平成30年第2回定例会におきましても、渡辺議員が見直しについて取り上げられておりましたが、総合計画との整合性を理由に、見直しは行わないとの答弁であったと記憶をしております。

しかしながら、昨年、国から示された次期総合戦略策定に向けての地方人口ビジョンの策定のための手引には、人口ビジョンは、総合戦略における施策を立案する上で重要な基礎と位置づけられることを十分に認識して策定する必要があるとされていることや現行の地方版総合戦略の策定以降の状況変化などを踏まえ、次期総合戦略の策定にあわせて地方人口ビジョンの改定を検討する必要があるとの明記がありましたことから、人口ビジョンは、次期総合計画の策定まで先送りすることなく、早期に見直しを要するものであり、人口ビジョンが見直されることによって、総合計画及び総合戦略にも部分的に見直しが生じるものと考えます。

本市の人口ビジョンは、平成27年より施行されております。第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定において、国が提示した国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案し、国の方針に沿って策定されたものであると伺いました。年々、本市の実態から開きが生じていることは周知の事実ですが、人口ビジョンが施策を立案する上で重要な基礎と位置づけられるのであれば、実態に即さない人口ビジョンのもとで、正しく施策の立案を行えるのでしょうか。

また、総合計画期間の財政収支見込みも既に乖離が生じておりますが、とりわけ市税に関しては、人口ビジョンの推計値も鑑みながら算出されたものであるならば、人口ビジョンは財政収支見込みにも影響を及ぼすものと考えますが、いかがでしょうか。

次に、本市の目標人口の考え方について伺います。

総合計画並びに総合戦略で掲げられている目標人口の数値は、本市の独自推計によって算出されているものと伺いましたが、国が施策の参考となるよう提示したシミュレーションの数値に非常に酷似しております。このシミュレーションは、将来人口に及ぼす自然増減や社会増減の影響度を分析するための仮定値として、合計特殊出生率が2.1まで上昇、人の移動がゼロと設定されているもので、この仮定値と目標人口の差を縮めるために打ち出す施策の参考となるよう提示されているものです。そのようなシミュレーションの数値と本市の独自推計が酷似していることをどのようにお考えでしょうか。

本市の合計特殊出生率は、本市においては、確認可能なデータとされる昭和58年までさかのぼりましても、一度も2.1まで上昇したことがないことや2026年度の目標値であります1.5という出生率に対しても、平成に入りましてからは、常に下回っているのが本市の実情でありますことから、現状の目標人口下においては、施策を見誤る可能性すら生じるのではないかと、

大変危惧をしております。

前述しました次期創生総合戦略策定に向けての地方人口ビジョンの策定のための手引には、人口の将来を展望するに当たっての推計方法として、地方公共団体において適切な過程を検討することにより、人口の将来を展望することが重要であるとあり、出生に絡む自然増減の過程に関しては、合計特殊出生率ではなく、5年間の出生数をもとに、子ども助成費の仮定を設定する方法も明記されておりました。これは、国がより実態に即した人口ビジョンの策定に向けシフトしているあらわれであると考えますが、いかがでしょうか。

まち・ひと・しごと創生基本方針2019においては、地方人口ビジョンについては、中長期的には人口の自然増が重要であるという観点を重視しつつ、最新の数値や状況の変化を踏まえた上で、必要な見直しを検討するという方向が示されております。人口ビジョンと現行の乖離に加え、国の方針としても次期総合戦略の策定にあわせて、地方人口ビジョンの改定を検討する必要があるとされていることを鑑み、本市の見解を求めます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 丸財政課長。

○財政課長（丸 徹也君） まず、私のほうから財政収支の見込みと人口ビジョンの関連性、考え方についてお答えさせていただきたいと思います。

まちづくり総合計画におきます財政推計の役割につきましては、総合計画の計画期間における実施事業を着実に実施していくため、財政推計で見込み、その中でどのような財政運営が必要か対策を講じることにございます。

そのため、財政見通しの策定に当たりましては、まちづくり総合計画が根拠としている人口ビジョンによる人口推計を基本とし、近年の傾向ですとか社会情勢、そういった部分を総合的に勘案しております。例えばお話にありました市税等については、個人住民税の推計においては、景気の動向ですとか、生産年齢人口、また課税対象者数、そういった傾向を合わせた中で推計しております。したがって、財政収支の見込みにおきましては、近年の人口動態等の傾向ですとか、そういったものを合わせて勘案し推計していくことから、現行の人口ビジョンでも、施策に対する収支見込みへの大きな影響はないものと考えております。

○議長（松ヶ平哲幸君） 瀧上創生戦略課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） 私から、独自推計の部分、それと国のビジョンと酷似しているという部分と、それから国の変化の部分について、御答弁申し上げます。

まず、国は、この第1期の戦略の長期ビジョンの部分において、2060年を1億人程度の人口を維持するという、中長期的な展望を提示しています。それで、第2期においても、この部分については、大きな変更はしていないと。昨年12月に、長期ビジョン改定についてという部分で、国のほう、ホームページ等で公表された内容では、日本の人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、今後取り組むべき将来の方向を提示するために、あくまでも統計データの更新を中心に必要な見直しを行ったということも、国のほうでは申し上げます。

ですから、市のほうにおいての第2期戦略に関しましても、国と同じように統計的なデータの更新を行うという部分を行いました。ただ、やはり現状との、どうしても乖離幅というのは出ると思いますので、そういった乖離幅を把握した中で、実態に合わせた目標値ですとか、KPI、こういった部分を設定したところです。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） ただいまの御質問の中に、その乖離をどう考えるかと。うちのまちづくり総合計画、そして、この総合戦略についてもそうでありますけれども、同じようなビジョンと将来人口と同じものを使っているということで、これは実態が合っていないんじゃないかということでもありますので、それについての基本的な考え方についてお話しさせていただきたいなと思います。

まず、人口減少というのが大きくクローズアップされたのは、ことし、国勢調査の年でありますけれども、今から15年前の2005年の国勢調査のデータをもって、その次の年に社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研が、日本の将来推計人口というものを出したときからだったと記憶しておりますけれども、その後、2010年代以降、人口減少が続くという中で、今、瀧上課長が申しましたとおり、国としては2060年で1億人の人口を確保するんだということをもとに、地方創生という考えを出して、これも地方自治体とともに取り組むということで現在やっております。

第1期目の総合戦略につきましては、本市といたしましては、農業未来都市創造、そして合宿の聖地創造というのを大きな柱に据えながら、将来、推計する人口に向かって、しっかりとそれが確保できるように取り組みたいということをやってまいりましたし、その後、策定をいたしました現まちづくり総合計画においても、その人口ビジョンと連動性をとるということで、同じ数字を使っているということでもあります。この人口ビジョン、そして将来人口につきましては、一つのまちづくりに対する指標であると。まちづくりを行うための見当をつけるための目印と考えておりますので、これについては、基本的には、そのときそのときの人口に合わせて変動させて見直しをするものではないと考えているというところでもあります。

実態的に、先ほど財政課長が申し上げましたけれども、そのときそのとき、例えばこれはたとえがいいかどうかわかりませんが、山の山頂を目指すときに、その山頂というのが一つのビジョンというところであるとすれば、現在、今いるところの足場とか、そういった状況をしっかりと踏みしめながら、そこに向かっていくということでもありますので、その年その年の事業については、その実態を踏まえながらということになっておりますので、その総合戦略、そして、まちづくり総合計画の基本は基本として置きながら、そのように毎年の事業をしっかりとやっていくという考えであります。

ただ、ことし、国勢調査の年、2020年が、都が国勢調査の年ということで、また新たな数値が出てくると思いますので、そのときには、しっかりと検証をして、その検証をもとに次の総

合計画のときには、しっかりと本市の将来人口がどうあるべきかといったことも、また、多くの方々の御意見をいただきながら議論を重ねて、組み立てていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君） 幾つか確認をさせていただきたいと思います。まず、私の認識のところの確認をさせていただきたいんですけども、人口ビジョンに関しては、次期総合計画ですので、次は2026年からのものになるのかと思うんですが、この総合計画にあわせて人口ビジョンは改定をするということによろしいでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 瀧上課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） はい。次期総合計画の策定にあわせて人口ビジョンを見直す、改定するという考えです。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君） そうしますと、その前提というところからのお話をさせていただきたいんですが、総合計画、そして創生総合戦略、この大きな違いというのは、創生総合戦略は、人口の減少の克服、こちらに特化しているものということで、まずは、ここが人口ビジョンを示すための大きな施策の計画になると思います。

それで、総合計画が本市の最上位計画ということは、もちろん承知しておりますけれども、前期の総合計画、2017年度までの総合計画に関してから、現行の2018年の人口ビジョンが変わったのは、前回の平成27年に設定をされました創生総合戦略がもとになって、今の総合計画があると承知しております。それであれば、おっしゃるとおり、中長期的な計画を立てるものということは、年度の途中で人口ビジョンに関しての変更を行うものでは、確かにないことは、私もそのとおりでなと思いますけれども、総合創生戦略に関しては、2020年のことしからスタートするものでありますので、今ここが変更の見直しのタイミングではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 瀧上課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） 総合戦略の部分、苔口議員が総合戦略は人口ビジョンの部分だというお話をなされたと思います。総合戦略の策定に当たっては、今回、総合計画というものがあって、その中で重点的に進めていくと。それで、結果的にそこが人口減少対策につながるような施策、3本の重点プロジェクトという部分を掲げました。なので、総合計画があって、その中の重要なものを総合戦略でうたうと、そういうような総合戦略は組み立てを今回したわけでありまして。

人口ビジョンの部分なんですけど、ここは、やはり総合計画は、あくまでも最上位計画にある中で、総合戦略だけ、やはり人口ビジョンを見直すという部分、そういう部分には、なかなかちょっと難しいという部分もございます。なので、あくまでも人口の、実人口の乖離という部

分、その部分はきちっと把握した中で、先ほど副市長、財政課長のほうからもお話がありましたように、その乖離の部分をきちっと把握した中で、施策ですとか、財政状況、そういった部分をきちっと見直すなり、実人口に合わせた形での予算編成等、そういった形をとってこういう考えでありますので、総合戦略の人口ビジョンだけを変えるという部分は、現段階では、実際のところは考えておりません。ただ、やはり総合計画の見直し時期2026年、その時点では、戦略のほうも、一部人口の部分を改定して、総合戦略との整合を図っていく考えでありますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 荅口議員。

○3番（荅口千笑君） もう一度、総合計画と総合戦略の件で私の認識と合わせさせていただきたいと思えます。

総合計画が最上位計画であるので、創生総合戦略は、あくまで総合計画の人口ビジョンの部分を引用しているという言い方が正しいのでしょうか。今、御説明をいただきましたけれども、現在の2018年からスタートしている総合計画の前の総合計画の途中で、第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略がスタートしておりますので、今の総合計画の前の総合計画の時点で、既に人口ビジョンが総合計画と異なっただけというふうな状況です。平成27年、第1期のまち・ひと・しごと創生総合戦略は、2015年からスタートしていますので、前の総合計画の途中からスタートしていますから、そこで人口ビジョンは変わっているはずなんです。なので、今回に関して、その平成27年に合わせたものを2018年の現行の人口ビジョンにも組み込んでいるような認識になりますので、時系列の順序としては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンのほうですが、まちづくり総合計画と最初には整合していなかったわけですよ。という事実があるのであれば、今御説明いただいた総合計画に総合戦略は沿わなければいけないというところは、非常に整合性がとれないんじゃないかなと思う点の一つです。

そして、現行とその乖離幅を見込んで予算なども、もろもろ組まれているということに関してなんですけれども、もともとの人口ビジョンが正しければ、乖離を見込む必要はないのではないかなというのが、率直な思いであります。

そして、最後にもう一つ、論点を加えさせていただきたいんですけれども。本市の目標人口の推計値が、国が提示をしましたシミュレーションの数値に非常に酷似をしているというお話をさせていただきました。これは項目としての設定値が、合計特殊出生率が2.1、そして移動がゼロというものに非常に似ているということを質問で述べさせていただいておりますけれども、その数値、合計特殊出生率があくまで2.1の自然増があり、そして人口減がないという、移動がないという状態のものと、本市の目標人口があって、この差を埋めるためにどういう施策を打っていくのかというのが、本来の人口ビジョンを出す目的の一つでもあるのかなと思うんですが、ここの乖離が、ほぼほぼないような状態で、どうやって、そこに向けての施策を打つのかなということ非常に疑問に思えます。次の総合計画に合わせるということのお話は理解します。そこはわかりましたけれども、次の総合計画というところまで、あと4年ぐらいで

すか、あります。次の2026年からの総合計画に向けて策定までを含めても、この5年間の間がこのままということは、非常に、あまりに長い期間を置いてしまうのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） まちづくり総合計画のときに、今のまちづくり総合計画の前のうちのマスタープランの期間の間に、地方創生という考えが出て、まち・ひと・しごとの総合戦略が立ったというところであります。そのときに、一番わかりやすかったのが、わかりやすいとすれば、そのときのマスタープランに合わせて、まち・ひと・しごと総合戦略の人口ビジョンをしておけば一致して、そして、その次の今のまちづくり総合計画を立てたときに、ビジョンのほうを改定すれば、これが一番わかりやすかったと思うんですけども、前回のまち・ひと・しごと総合戦略を立てたときに、次のまちづくり総合計画の策定というのが見えておりましたので、その時点で、次のまちづくり総合計画の将来人口も、それが、まちづくり総合計画自体には、総合戦略のビジョンと連動させると書いてあるから、ちょっとややこしい言い方になっているかもしれませんが、もう、そこにも当てはまるものを人口ビジョンとして充てておいたということで、まちづくり総合計画をそのまま持ってきたということであります。

今回、次のまちづくり総合計画を見直した次の年が、これもまた次に総合戦略が続くとすれば、策定になりますので、今度、まちづくり総合計画が最上位計画があって、そこで、今度の国勢調査の状況だとか、その総合計画を立てるときの状況をちゃんと踏まえながら、多くの議論を重ねて、将来人口というのを設定しますけれども、今度は、そのまちづくり総合計画に合わせて、総合戦略の人口ビジョンを設定していくということになります。今ちょっと途中で出て、違った期間があったんで、わかりにくいんですけども、次回からは、そういう形で最上位計画の人口、将来人口に合わせて総合戦略の人口ビジョンがその数値に置きかわっていくという考えでいます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君） では、次の質問に移ります。

次に、4月より増額となります学校給食費についてお伺いいたします。本市の給食費は、北海道はもとより上川管内の中でも低額であると言われてきておりましたことから、やむを得ない措置であると多くの方が同意し、令和2年度からの増額に至ったものと理解しております。増額によって確保される財源が、学校給食により適切かつ有効に活用されることを望みますことから、幾つか質問をいたします。

まず初めに、増額率10%について伺います。どのような根拠に基づき、増額率を10%とされたのか。10%増額をすることによって、学校給食の形態がどのように変わるのか。今回の改定が、どの程度、継続される見込みであるのかをお聞かせ願います。

次に、増額理由の一つに挙げられておりました、学校給食摂取基準の改定について伺います。給食費増額の根拠に、摂取基準の改定がどのように関連し、学校給食にどのように反映されて

いくのかを御説明願います。

昨年の第4回定例会の行政報告には、学校給食費の改定について、栄養価の基準値改定により、野菜の使用量が増加したとありましたが、本市では、給食に生野菜を用いる際、調理の過程で多量の食品ロスを出している現状があります。そもそも生野菜は、多くの自治体が食中毒の観点から使用を控えているというものの中で、本市の給食の形態は非常に珍しいものだと伺いました。土壌や肥料による微生物汚染を取り除くために、洗浄等の作業工程を含め、徹底した衛生管理を行っているからこそ成り立っているものと理解しておりますが、三層のシンクを介しての多量の流水洗浄に加え、葉物野菜などは、根から10センチほどでしょうか、食用部分の相当量をカットし、廃棄されている現状において、野菜の使用量の増加が給食費増額の根拠に掲げられているのは、いささか整合性に欠けるのではないのでしょうか。

作業効率や時間の短縮も踏まえ、いたし方なく多量の廃棄部分が生じているとも伺っておりますが、人も時間も食材も、いずれも限りある財源の中、作業負担と多量の食品ロスを生じさせている生野菜を用いている理由と、いつから本市では用い出したのかという経緯、今後に関してもお聞かせ願います。

加えて、学校給食実施基準には、献立作成に当たっては、常に食品の組み合わせの改善を図ると明記されておりますことから、特に月曜日の献立である麺類とパンという組み合わせに対しては、改善を求める声が多く上がっておりますことを踏まえて、学校給食全体の見直しの検討についても伺いいたします。

最後に、給食費の未納者に対する関係部署との連携について伺います。昨年度、給食費の収納率は大幅に改善されたと伺いましたが、100%には至っていないものとも伺っております。センシティブな面もはらみますことから、この場にて詳細を伺うことは控えますが、配慮を要する児童である可能性を鑑み、しかるべき部署との連携をなされているのかをお聞きして、質問を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 輿水学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（輿水賢治君） お答えいたします。

まず、給食費増額率の根拠についてです。どのような根拠に基づき、10%増額改定したのかという部分であります。

学校給食センターで生ずる食材、肉類、卵、魚介類、野菜、調味料等につきまして、平成26年度から平成30年度までの5年間で、平均して食材が約13%上昇している状況であります。この食材の上昇分約13%と同様に給食費を値上げすると、小学生一人分で年間約5,600円、中学生で1人分約6,500円の負担増となります。各家庭にとっても大きな負担になると考えまして、10%の増額改定とし、児童1人の年間負担額を小学生で約4,000円に抑えたところであります。

続きまして、10%の増額改定で、学校給食の形態はどう変わるのかという質問であります。学校給食の形態については、給食費を10%の増額改定に抑えたこともありまして、例えば本来使用すべき野菜の使用量が確保できるなど、増額分につきましては、食材を必要分賄う形にな

りますので、現在の給食形態、例えば1週間分の給食形態などについて変更はございません。

それから、今回の改定により、どの程度、給食費は継続されるのかということであります。今回の改定後も、食材の値上がりは当然想定されるため、食材価格に応じて適宜見直しをしていく方針ではありますが、給食センターで試算したところ、現在の食材価格の上昇率が約3%程度でありますので、この上昇率から考えると、今後3年から4年後の見直しが妥当であると考えております。

それから、学校給食摂取基準についてであります。給食費増額の根拠として、学校給食摂取基準の改定、これがどのように学校給食に反映されていくのかという質問であります。

学校給食摂取基準の改定によりまして、新たに献立の作成に当たっては、多様な食品を適切に組み合わせるように配慮するという記載が加えられましたので、今回の給食費10%の増額改定によりまして、摂取基準に準じた多様な野菜の使用量、これが確保できるようになっていきます。

それから、作業負担と多量の食品ロスを生じさせている生野菜を用いている理由です。生野菜を活用することによりまして、温野菜だけではとりづらい栄養素、これをとることができません。また、野菜の使い方のレパトリーも広がっていくため、生野菜を活用している現状であります。なお、生野菜の使用による切れ端などの部分については、食品成分表における廃棄率の範囲内ということで処理をしております。

いつから本市では生野菜を用いたか、また、その経緯についてであります。現在の給食センターは平成13年に新築しております。少なくとも平成13年からは生野菜を使用している状況であります。

この生野菜の使用にかかわりまして、生野菜使用にかかる衛生基準、これができるようになりました。平成13年の新築に合わせ、生野菜の衛生基準を満たすことができる殺菌水生成器、この殺菌水生成器を備えましたので、現在も、この生野菜の使用基準に従いまして活用している状況であります。

それから、今後の生野菜の使用に関してです。現在も生野菜の使用においては、この消毒基準を満たして調理をしているため、今後も同様に生野菜については活用していく方針であります。

それと、特に月曜日の献立である麺類とパンの組み合わせに対して改善を求める声が多いということですが、麺とパンの組み合わせにつきましては、学校給食に必要なエネルギー量、これを確保するためのメニューの組み合わせとなっておりますが、今後につきましては、麺に合う和食のメニューを、その調理方法を含めまして提供が可能かどうか、食を提供している業者とも協議の上、メニューの組み合わせ、これは研究していきたいと考えております。

それから、配慮を要する児童の可能性を考えまして、給食費未納者に対する関係部署との連携についてです。

関係部署と連携をとる体制、これは現在もできていますので、今後は、必要に応じて情報共

有をしながら連携体制を構築していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君） 生野菜の使用の件を伺いたいと思います。

ほか自治体に関しては、この生野菜は用いられることが非常に珍しいということでもありますけれども、そういったほかの自治体では、生野菜を使用しなくても栄養素がとれるような献立をつくられているからこそ、今のそれぞれの自治体の形態であるのかなと思います。なので、決して生野菜を使うことを否定しているわけではないんですが、あの量の食品ロスというものが、あの量を廃棄しているのが非常にもったいないなと思うところから、お話をさせていただいています。

今後も生野菜を使用するということを決して否定をするわけではないんですが、されるところ、あの廃棄するものを何がしか活用できるような方法ということは、御検討はされているのでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 輿水所長。

○学校給食センター所長（輿水賢治君） 生野菜の切れ端の食品ロスの部分につきましては、そのままコンポストという形で川西の堆肥場のほうに持っていきまして、堆肥化として再利用している状況であります。

そして、その廃棄の部分につきましても、食品成分表の廃棄率の範囲内ということで、常に下処理室の中へ栄養士、それから調理師が入りまして、調理員の皆さん方に切り方についても指導しながらやっているという状況であります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で、苔口議員の質疑を終了いたします。

12番 大西 陽議員。

○12番（大西 陽君） それでは、通告のとおり、大綱質疑を行います。

最初に、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてでありますけれども、第1期戦略の検証・評価及び第2期戦略の策定に当たっては、有識者会議で審議を行っておりますが、確認を含めて何点かお伺いしたいと思います。

この戦略の取り組みを進めるに至った経過について、若干、触れたいと思います。

国が少子高齢化の進展への対応やいわゆる東京圏の過度の人口集中を是正して、それぞれの地域で住みよい環境の確保と、将来にわたって活力ある社会を維持することを目的に、2014年9月だと思っておりますけれども、まち・ひと・しごと創生法が制定されております。この法に基づき、2015年から計画期間を5年間とした第1期総合戦略の策定を行って、基本目標としては、まず地方に仕事をつくり、安心して働ける環境をつくる。次に、地方への新しい人の流れをつくる。若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえること。さらには、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域が連携する取り組みを推進してきたということでもあります。

こうした国の趣旨を踏まえて、都道府県、あるいは市町村による地方版総合戦略の策定が進められてまいりました。本市としても、2015年から2019年度を計画期間として、本市の特色を生かしたものとするために、重点プロジェクトとして農業未来都市創造、さらに合宿の聖地創造を2つの柱として戦略に据えて、第1期戦略の策定を行い、本年度で第1期計画が、計画が満了することから、この第1期戦略の検証と正しい評価を行うことが、制度のより高い次期計画を策定する上で、極めて重要ではないかと考えます。

そこで、第1期戦略の実績と評価でございますが、農業未来都市創造の新規就農者は、計画45人に対して、実績は43人と。達成率が95.6%で、評価として、おおむね達成ということになっていました。この実績についてですけれども、第1期戦略の検証と評価が示されておりますけれども、関係施策による政策効果をどのように捉えているのかという質問の趣旨で通告をさせていただきます。その後、通告の後に評価・検証を行って、再度、評価・検証について、再度検証を行ったということで、その見直しを行うこととなっております。

この内容については、一定程度、理解をいたしましたので、この質問については、特に答弁を求めないということで整理をさせていただきます。何か言い分があれば、最後に御意見をいただきたいと思います。

次にですけれども、移住体験者は、計画で延べ3,600人に対して、実績が2,174人となっております。計画では、大都市圏からの移住者及び体験移住者の増加を図って、特に農業の新規就農者の移住者の増加を目指すとしておりましたけれども、この実績の延べ2,174人のうち、いわゆる短期移住体験も含めてですけれども、農業体験の実績は、何人の実績だったかお伺いしたいと思います。

次に、サフォーク種羊振興事業の飼養頭数は、計画800頭でありました。実績が684頭で、K P Iとしては、おおむね達成という評価でございます。一方、新規飼養者戸数は、計画6戸に対して、実績が2戸でございます。この要因をどのように捉えているのか、お伺いをしたいと思います。

次に、農業体験者数ですけれども、計画、延べ1,700人に対して、実績は延べ1,629人で、おおむね達成という評価でございます。それで、計画の目標で、企業の研修のほかに修学旅行も対象としているということで取り組んでまいりましたけれども、この修学旅行の実績について伺いたいと思います。

次に、6次産業ネットワーク推進事業の新規販路開拓件数は、計画7件に対して実績は3件と。K P Iは未達成となっております。この要因についてもお伺いをしたいと思います。

次に合宿の聖地創造事業の障害者スポーツの合宿者数は、計画が延べ94人に対して、実績は65人で、K P Iは未達成となっております。この障害者スポーツの合宿者数に対する施策としては、計画初年度だと思っておりますけれども、合宿の利便性をより高めるために、宿泊施設のバリアフリー化を行いましたけれども、計画期間5年間のうち3年間、全く利用がない。それで、この結果を見ると、定着をしていない感が拭えません。この実績をどう捉えているのか、お伺い

したいと思います。

次に、現在、まちづくり総合計画の計画期間を勘案して、2020年から26年度までの7年間の計画期間とした第1期計画の重点プロジェクトに、まちの未来創造を加えた3つの柱、3つの構想による第2期総合戦略の策定を今現在進めております。そこで、K P Iと主な基本施策について伺いたいと思います。

最初に、第1期戦略の検証と評価は、その結果を、冒頭言ったように第2期戦略に反映させるということが重要であります。いわゆる検証とそれから評価については、何度も言いますが、極めて大事なことであります。そこで、第1期戦略でK P Iが未達成となった項目は、3項目あると捉えています。一つは農業未来都市創造の移住体験者数、それからサフォークの飼養戸数、それから新規販路開拓件数の3件。もう一件、合宿の聖地創造では、先ほど言った障害者スポーツの合宿者数。これがいわゆる未達成という評価ではないかと思えます。

本来、この種の計画では、成果が十分得られなかったと。計画期間満了後、十分得られなかったというものについては、目標を達成するための新たな施策を次期計画に掲げるものだと思います。

一方、計画が達成したものについては、その継続性もありますから、さまざまな別な施策でこの計画達成したものについてはより進めるために取り組むものだと思います。この見解を伺いたいと思います。

それからもう一つ、農業未来都市の基本政策。新規就農者数確保の実効性をより高めるため、新たな施策を考えているのか。これは先ほど言ったように、評価では十分成果が得られなかったという評価でした。同じ施策を組んでやれば、同じ結果になるような気がしますので、この点を反省として、次期計画にどう反映させて、新たな施策を展開するのか。この点についてお伺いしたいと思います。

最後になりますけれども、第2期戦略の基本政策、サフォーク羊の供給体制の充実のK P Iについてでございますけれども、第1期戦略では飼養頭数と新規飼養戸数の目標を設定して、サフォークの振興に努めてまいりました。第2期戦略では、新たに飼養技術研修会に参加する生産者数及び新規綿羊飼養者数となっています。これも冒頭言ったように、評価の見直しをして、この考え方に新たに飼養者戸数と並行して進めるということですから、これについても答弁は特に求めません。ただ、別な考え方があれば、お伺いしたいと思います。

それから、参考までに申し上げますけれども、御承知のとおり、サフォークの飼養は畜産業として、畜産業として、経済行為ですから、一経営体として考えることが望ましいことではないかということで、飼養戸数の増加の目標を設定するのは自然なこと、正しいことではないかということをお伺いして、この質問を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 瀧上創生戦略課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） まず、移住促進事業の農業者の2,174人のうち、農業者は何人だったかという部分でございますけれども、農業者のこの体験住宅の利用に関してはゼロ件とい

うことになっています。

2,174人のうち、農業体験で住宅を利用した農業者はゼロ件です。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 徳竹畜産林務課長。

○畜産林務課長（徳竹貴之君） 私のほうからは、サフォークの新規飼養者戸数の実績、そして評価についてお答えさせていただきます。

地域おこし協力隊の退任後及び飼育経験者の独立起業、または法人企業の開業を含め、目標としておりましたが、なかなか地域おこし協力隊その後というところでは、独立起業というところまでは至らないというところはありましたが、実際3名、この期間中に協力隊の任期を終えた方のうち、1名は綿羊生産法人、もう1名は畜産法人に就労するということもありました。

しかしながら、新規飼養者戸数については大規模法人の参入がありましたけれども、K P Iに掲げた目標には至らず、5年間で2戸にとどまったところであります。次に向けてというところではいきますと、飼育技術の取得に向けた研修による人材育成の強化、そして新規飼養者に対する助成の継続を図っていかなければいけないと検証しております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 藤田農業振興課長。

○農業振興課長（藤田昌也君） 私のほうからは、農業体験受け入れ事業の修学旅行生の受け入れ人数はということで、平成27年に28名、令和元年度に4名の受け入れをしているところであります。

次に、新規販路開拓件数のK P Iの未達成の部分についてでございます。新規販路開拓件数につきましては、計画の5年間で7件のところを実績は3件となったところであります。内容といたしましては、新規販路開拓につきましては、士別市農畜産物加工株式会社の商品の新規販路開拓件数となっているところがございます。実績といたしましては、トヨタ自動車の社員食堂等との取引などによりまして、3件となったところであります。

未達成の理由といたしましては、新規販路拡大に向けまして、市外物産展等々に参加しまして、商品のP R、継続した商品の取引の交渉に努めたところがございますが、取引先のイベント等のスポット的な販売となりまして、継続的な販売につながらなかったことが要因であると考えているところであります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 坂本スポーツ推進課長。

○合宿の里・スポーツ推進課長（坂本英樹君） お答えいたします。

議員のほうから障害者スポーツの合宿の未達成について、どう捉えているかという御質問がありました。前段、取り組んだこの間の第1期戦略の中で取り組んだ内容、実績のほうについても再度触れていきたいと思っておりますけれども、まず平成27年には、翠月におけるバリアフリールーム、こちらは地方創生交付金を活用した形での整備を行ってきております。

また、平成29年には、朝日農業者トレーニングセンターにおきまして、障害者対応のトイレ

の改修、また陸上競技場の一部バリアフリーの改修も同年に行っているところがございます。

実績につきましてですが、平成28年度、パラリンピアン池崎大輔選手が所属しますウィルチェアーラグビーの合宿を行ってきております。また、1年飛びまして、30年には同じ池崎大輔選手が中心としたパラスポーツの普及や観戦文化の定着を図るというイベントのガチパラというイベントが開催された状況になっています。実績はこの2件となりまして、第1期戦略の中での達成は69%の見込みになるという状況でございます。

どのように捉えているのか、要因としてということですが、実際、今回、第1期中で訪れた道内のウィルチェアーラグビーの選手の話をお聞きすると、やはり普通の生活と普通の仕事をしながらトレーニングに励んでいると。そのトレーニング期間は土日に限られるということで、実業団チームと違って、本当にショートの合宿をせざるを得ないという状況でございます。

また、上京の際に、パラ陸上のチームにも合宿招致活動を行ってきております。そちらのチームの状況でいきますと、やはり拠点、最寄りの拠点が、練習拠点がありまして、なかなか道外まで足を伸ばせないという実態の声がございます。

今のように招致活動、合宿者のニーズに応えるような対応、施設整備も図ってきておりますけれども、合宿団体のなかなか折り合いがつかず、議員お話のとおり、安定、定着の合宿の受け入れにつながらなかったという状況があります。

しかし、合宿者の声としましては、バリアフリーの整備につきましても、先ほどの池崎大輔選手も宿泊していただいて、素晴らしい施設の整備ということで評価もいただいております。また、障害者トイレも御利用いただきながら高評価を得ているところでもございます。

また、先ほども申し上げましたイベントの中でも、合宿の里推進協議会を初め、社会福祉協議会、ボランティアセンターのサポートに対して、大変喜ばれているという状況でございます。

障害者スポーツの多くの状況を見たり聞いたりするような、そのような機会を第1期中で設けられたことは、数字的には未達成でありましたけれども、一定の効果もあったのかなと捉えております。

○議長（松ヶ平哲幸君） 瀧上課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） 私から、まず4事業をこの外した理由と、未達成だった部分をどのように、この第2期戦略のほうで捉えて反映させたかという部分です。まず、これは第2期の戦略のつくりの問題にもなるんですけども、第1期戦略の部分のKPI、これは小さい細かい小事業に対して、それぞれKPIというものを設定していました。

ただ、やはり、このKPIの部分の基本目標ですか数値目標、これらに対する政策効果という部分が、やはりちょっと曖昧な部分がありまして、今回、第2期戦略では、それぞれ重点プロジェクト3つの重点プロジェクトごとに明確な基本目標、それから数値目標を定めるという構成を変えました。

外した理由としましては、全部が全部外したという部分ではなく、やはり間接的に、文言的にはないかもしれませんが、間接的にやはり乗せているという部分もあります。もちろん、未達成だった部分の施策についても、きちっと評価した上で、やはり掲げている部分もございます。なので、そういった意味合いから、ちょっと第1期と第2期では、まずつくり方の構成方法ですとかが変わったという部分が非常に大きいのかと思います。

まず、移住の部分が未達成だったので、その部分を次の第2期ではどのように反映させたかという部分なんですけれども、この部分に関しましては、移住ナビデスク、こちらのほうを新たに設置します。その移住ナビデスクに関しては、やはり移住者に関しての生活全般を総合的にサポートする役目ですとか、それから、市のやはり魅力的な部分、そういうPRをどんどん発信していくという役割をこの移住ナビデスクは兼ね備えるという形で、今考えているところです。

農業者の部分に、確かに特化した部分ではないのですが、やはり今回、新たに移住パンフレットというのを今年度作成しました。その中には、実際に、市外から士別市のほうに移住してきて農業を営んでいると。そういった農業者のインタビューの掲載記事をそのパンフレットの中にも半面をとって大々的に、やはり農業という部分をPRしているという部分の側面もありますので、やはり新規の就農者の部分に関しましては、そういった全国的に士別の魅力的な部分を発信しながら、これから新規就農者の拡大というか、どんどん呼び込みという部分には、情報発信をしながら拡大とか、創出につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 徳竹課長。

○畜産林務課長（徳竹貴之君） 私からは、サフォーク羊の供給体制の充実について、答弁させていただきます。

第1期の未達成がありましたKPIの新規綿羊飼養者数のところではありますが、第2期のところでは、先ほど、議員もおっしゃられた飼養技術研修会に参加する生産者数というところ、ここが先ほど第1期の検証の中でお話をさせていただきました飼育技術の取得に向けた研修等の実施による人材育成の強化というところがございます。

具体としましては、これまで農業応援アドバイザー、綿羊部門につきましては1名だったところを令和2年度より2名体制という中で、これまで同様に各施設、生産牧場ごとにその機能をアドバイザーの方に点検をいただきながら、統一した形で飼育をできることを確認するということとあわせて、プラスするアドバイザーの先生につきましては、個々の従業員を対象とした実際の現場での技術講習、そういったものをしっかりと行う中で人材育成を進めていきたいと考えておりますし、継続して新規飼養者に対する助成の継続をしていくと考えております。

その上で、新規飼養者戸数と法人事業所に就労することの両面から飼養者の確保に向けた取り組みとしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 藤田課長。

○農業振興課長（藤田昌也君） 私のほうからは、2期対策で新規販路開拓件数をK P Iに設定しなかったということで、その考え方について御説明をさせていただきたいと思います。

2期目の農業未来創造都市の中の基本施策2番のほうに、担い手確保、多様で安定的な経営体の育成にということで、この中に集約をした中で取り組みを進めていきたいと考えているところです。地元農産物や6次産品につきましては、情報発信拠点として（仮称）まちなか交流プラザ等々を活用しながら、6次産業化に取り組んでいる方々との意見交換会等を実施しまして、販路拡大に努めてまいりたいと考えているところです。

○議長（松ヶ平哲幸君） 三上合宿の里統括監。

○合宿の里統括監（三上正洋君） 私からは、第1期戦略の中でK P I未達成となりました障害者スポーツ合宿者数のK P I、これを外した理由ということでお答えをさせていただきます。

今回、第2期戦略の中の合宿の聖地創造の中の基本施策の1番の中で、合宿の受け入れ体制と招致活動の充実、こちらの中に今回、外したわけではなく、この障害者スポーツの部分を集約したと考えております。この人数の中には当然、今、お話しさせていただきました障害者スポーツもさることながら、当然、健常者のスポーツ、そして海外チーム、そして新規チーム全てを含めて、市内にどれだけ合宿者数を入れ込むことができるかということが目標と考えております。この部分につきましては、第2期計画の中でも繰り返しになりますが、健常者と障害者の区分なく基本施策1に集約し、取り組んでいきたいと思っております。

しかしながら、先ほどの部分の話の中では、第2期計画の中で、合宿者数の増が目的という中で、文言としては、障害者の文言が入っていなかったという部分も事実でございます。先ほどの第1期の実績と評価の中でもありました、今まで受け入れてきたウィルチェアラグビーの部分のように、今回、第1期の中で宿泊環境が整いました。それに加えて、今後、練習環境等の条件が合えば、いろんなさまざまな競技の合宿を受け入れることができるのかとも考えております。少しずつではありますが、そういった練習環境の充実も図っていききたいと考えております。

今後もその基本施策の中でありまして、また、ことしパラリンピックの年でもありますし、パラリンピック開幕の前にパラの採火イベント等もございます。また今回、パラリンピックの終了後、種目としては、パラのパワーリフティングがあります。そのパラリンピックで使用した器具が地元士別のほうに2セットほど払い下げられるという予定もございます。そういった練習環境、受け入れ環境の充実も今後図っていくということで、この障害者スポーツの合宿者数、なくなったわけではないと御理解をさせていただきたいと思います。

あと、先ほど議員のほうからお話がありました、第1期の中で3年間そのバリアフリーのところが使われていないというお話でございますが、当市は、オリンピックデーラン等で、日本で唯一パラリンピアンを招いて、オリンピックデーランを開催しているところでございます。このバリアフリールームにつきましては、そういったパラリンピアンのおきにも使って

いただいておりますし、そのほか、一般の障害のある方も使っていただくことが選択肢ということでございますので、つけ加えて御説明させていただきます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 藤田課長。

○農業振興課長（藤田昌也君） 新規就農者の新たな対策はということの御質問でございますが、新規就農者の確保につきましては、生産基盤の整備、また土づくりの推進など、次世代につながる取り組みを継続して実施することによりまして、学卒者を含むUターン就農者の確保を図るとともに、国の制度であります地域おこし協力隊制度や士別市就農研修期間助成の活用、また道内の農業学校や農業公社等へのPR活動を実施していきたいと考えております。

また、昨年から士別市担い手支援協議会に受け入れ農家協議会の役員さんの方々にも出席をいただいて、協議をしていることから、その中でよいアイデア、また意見等をいただきながら、新規就農者の確保に向けて取り組みを進めたいと考えているところです。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） それで、今、答弁をいただいた内容について、若干触れさせていただきます。

まず、移住体験者数、実績ゼロということですが、この要因は何だったのでしょうかということも1点。それから、農業体験者数の中の修学旅行を対象とするという取り組みで、28名とか4名とか。これは本来、修学旅行というのは、こういう単位なの。少なくとも、幾ら小規模校でも4名の修学旅行というのは、あまり聞いたことがないです。この内容をちょっとお伺いしたいと思います。

それから、第2期計画に向けて、いわゆるKPIですか、重要業績評価指標、KPI、いわゆる目標。これは、こういう計画に当たっては、いろんな文言が書かれていますけれども、わかりやすい計画、これが市民が見ても、こういう計画を立てているのだと。普通計画というのは、途中で、先ほども苔口議員のほうからちょっと途中の見直し等々の発言がありましたけれども、本来計画というのは、環境が変わったり状況が変わったり、途中でローリングをして、見直しをして、新たな計画をつくるというのは、本来、通常やられていることだと思います。

そういう意味では、間接的にうたっていると。これは非常にわかりづらい。これでは、どういうふうに判断をしているのか、1回、1回具体的な説明を聞かないと理解できないような計画ではどうかと思います。

それから、もう一点なんですけれども、新規就農者、これは、こだわるのは人口に関連して、さらに本市が基幹産業としている農業の持続的発展を目指すということをよく言われますけれども、これ、基本的にはやはり農業者の戸数が、あるいは農業者の新規就農者が増えないと、入ってこないと持続的な発展は難しいということで、これについては、先ほど答弁いただきました。来週からまた予算審査がありますから、この中で、また深く議論したいと思いますので、きょうのところは、答弁はこれで了といたしたいと思います。

それから、KPIについてですけれども、冒頭申し上げたように、見直しをされました。こ

うということなんだと理解をしました。そして、サフォークの今後においては、新規飼養者戸数と法人事業所に就労することの両面から飼養者の確保に努めるということですから、いわゆるK P Iで見ている飼養者人数とあわせて戸数も増やす方向で振興を図るととれるんです。

そして、一方では、戦略の中身ですけれども、このK P Iはどうなるんでしょうかという素朴な疑問が。36ページですか。新規綿羊飼養者数、7年間で10名ということで目標を掲げています。先ほど言ったように、飼養者数と戸数と両面で振興するということになれば、目標は必要ではないでしょうか。そういう気がしますので、この辺の考え方をちょっと伺いたいと思います。

それから、最後になりますけれども、先ほど、合宿のほうの障害者スポーツの合宿について質問して、答弁いただきました。これは障害者の合宿数に限って質問しているのであって、バリアフリーがせっかく改修したんだけど、有効に使われていないのではないかという質問は1回もしていません。余計な答弁をいただきました。ありがとうございます。そういう意味ではないですので、誤解しないでいただきたいと。

以上。

○議長（松ヶ平哲幸君） 瀧上課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） まず、移住者、農業者の移住者がゼロだったという要因ですけれども、この短期移住住宅、期間がやはり短いという部分に制限していたと。やはり農業の部分の体験をする、移住して、実際就農するという部分では、やはり長い期間の体験という部分が必要であったのかなと思います。それが実際にゼロだったという要因ではないかと検証しているところです。

それから、第2期のK P Iの考え方という部分で、大西議員がおっしゃる、今までは細かい事業ごとにK P Iをとっていたと。ただ今回、先ほども申し上げたように、重点プロジェクトに数値目標を掲げると。それぞれの3つごとに数値目標で目標値を掲げるという部分で、このK P Iに関しましても、主な取り組み、具体的にこの小事業ごとの取り組みがこうという部分ではなくて、この戦略の部分に主な取り組みという形で、それぞれ細かい小事業はうたっています。

こういった部分を総合的に取り組むことでK P Iが達成されて、最終的にそれぞれの重点プロジェクトごとの数値目標の達成を目指す。そういうような部分にしておりますので、これは、今までの小事業ごとの部分が果たしてよかったのかという部分も十分、それは庁内プロジェクト、そして庁内の本部会議、有識者会議、この中でもいろんな議論を重ねてきた結果で、このようにいろんな施策を取り組むことでK P Iを達成する。そして、数値目標を目指すという部分で組み立てをした部分がありますので、その点に関しましては、大西議員がおっしゃるとおり、確かにぼやけている、わかりづらいという部分がありますけれども、やはり施策を総合的に、先ほどの新規の農家戸数も総合的にやった上で、実際43人が士別市内で新規就農としてあるという、そういった部分を踏まえた中で、細かくではなく大きなくくりとして、小事業

の積み重ねでK P Iを設定したという考え方でありますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 藤田課長。

○農業振興課長（藤田昌也君） 修学旅行生の受け入れの人数の関係でございますが、修学旅行生に関しましては、現在、東川町にあります地域資源を活用したコーディネーター活動を実践しております有限会社アグリテックという会社を通じて、修学旅行生の受け入れをしているところであります。このアグリテックさんに関しましては、上川管内のそういった農業体験を受け入れてくれるような、修学旅行生を受け入れてくれるようなところの市町村の御紹介を通じて、士別市のほうにもということで、この修学旅行生の受け入れに関して進めているところであります。

その中身でいきますと、上川管内には、かなりの修学旅行生ということで入られている経緯がありますが、士別市に関しましては、先ほど御説明した人数の受け入れということで実績となったところであります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 徳竹課長。

○畜産林務課長（徳竹貴之君） 私のほうからは、第2期のK P Iに設定しております新規綿羊飼養者数の考え方について、お答えをさせていただきます。

第2期、2026年度までに10人という形でK P Iを設定しております。ここの10人という設定につきましては、法人の規模拡大に伴う従業員としての飼養、就労される方を10人という設定だけではなく、これまでもありました、その前段にあります飼養技術の研修会、人材育成というところを通じて、現在、法人に勤めている方もしっかりとした技術を、独立できる技術を身につけて、そしてその後、独立起業をしていただきたいということも含めて、この飼育者数の中には法人で勤める方、そして従業員、独立起業する方それぞれを含めての10人と設定をさせていただきます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 10人というのは新規飼養者数です。人なんです。10人。延べ10人。そして、ここの評価検証を新たに見直した中身について、確認しているのですけれども、今後においては飼養者戸数と書いています。これを見ると、K P Iも当然併用して、併記して、飼養者人数あるいは戸数と併記して、K P Iをここで目標として掲げるべきだと。そのほうがより見やすくなると思っております。そういう意味では、ここの10人の中からはいろんな研修を積んで、飼養者戸数として、カウントできる方もできるかもしれないという言い方です。そんな目標の設定ではちょっとわかりづらいと思います。この点について、もう一回整理していただきたい。

もう一つ、組み立てを変えたということなんですけれども、これは議会で質問して初めてわかるんです。一般の市民がこれを見たら組み立てを変えたなんていうのはどこにも書いていないですよ。特に、基本的な考え方の中に、国は、第1期総合戦略で掲げた活力ある日本社会を

維持するための基本目標について、継続を力にしてという、これは国の方針です。一層の充実・強化を図る中で第2期総合戦略を展開していくことを示していますと。本市においても、本市においても引き続き地域性を生かした重点プロジェクトを進めるという基本的な考えをきちっとうたっているんですよ。

だから、今、説明のあった組み立てを変えたということは、方針として読み取れない。質問したからわかる。この冊子を市民が見たときにどう捉えるか。これは理解できないと思います。この考え方を整理すべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 徳竹課長。

○畜産林務課長（徳竹貴之君） 私のほうから、第2期の綿羊生産者数の関係、K P Iについてありますが、第2期の2026年までの10人につきましては、法人に就労する方のみの10人という設定ではございません。当然、数が増えてきた生産法人の中に規模拡大に伴いしっかりと技術を持った方が就労するという方もいると思っておりますし、先ほどおっしゃられた技術講習で自分の技術を磨いていく中で、しっかりと独立起業という方も含めての10人という形での設定ではありますが、議員がおっしゃられたとおり、それをしっかりと1期の検証も含めて、この10人のうち、どれだけの数を戸数として目標としていくのかということにつきましても、この後、協議をして進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 滝上課長。

○創生戦略課長（滝上聡典君） 今のこの組み立ての部分、K P Iの部分の組み立ての部分のお話がありました。先ほどと同じような部分の御答弁になるかと思うんですが、この第1期の総合戦略のときにも、2つのプロジェクトを掲げています。そのプロジェクトのK P Iの達成率、この部分がどのように反映されたかという部分をより明確にそれぞれのプロジェクトごとに大きな目標、大きなというか目標を掲げるという部分が第1期ではなかったという部分で、確かに、大西議員がおっしゃる基本的な考え方の中では、どう変わったかという部分は明記されておられません。ただ、今回の2期に関しては、このそれぞれこういう部分の取り組みをして、こういう部分のK P Iがこのプロジェクトにこう反映させるのだという部分で、よりわかりやすくつくったという部分はあります。そこは有識者の方々にも理解していただいた中で、このような構成になったというのがあります。

それで、この1期から2期へのつながりという部分で、やはり見えづらいという部分もございますけれども、組み立てというか見やすくしたと。わかりやすく施策を重点プロジェクトの施策をよりわかりやすくしたという組み方にしたという部分がありますので、その点については御理解いただきたいと思っております。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） わかりやすくしたという気持ちはわかるんですけども、わかりづらいんですよ。だから、第1期計画を5年間やりました。そして、第2期計画については組み立て

を変えたというのは、それは理解します。変えてはだめだということではないです。第1期計画をこう変えたということをどこかうたえればいいんじゃないですか。そのほうが親切ではないでしょうか、計画なんだから。これが一つと、それからKPIにこだわって申しわけありませんが、せっかく、この評価を見直して、これ次期に向けての考え方なんです。次期に向けての。今後においては新規飼養者戸数と書いてあるんですから。具体的にKPIの中で飼養者人数とあわせて戸数も計画でうたうべきだと。より充実するのではないのでしょうか。この辺の見解を求めます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 第2期総合戦略の作成についての考え方について、私からお答えいたします。

先ほど大西議員も触れられていました基本的な考え方の中では、この総合戦略自体は、最上位計画である総合計画、これがこういった総合戦略も包含したような計画になっているという位置づけにしております。そういう意味では、例えば移住・定住の施策につきましても、今回の計画の中には、重点プロジェクトとして主なものを盛り込んでおりますが、実際に士別に移り住むという方々にとって、その必要な施策というのは、非常に幅広い生活全般にわたるということで申し上げれば、医療、福祉、教育を含めて総合計画に位置づけているような政策も含めた総合的な展開が必要ということで、考え方といたしましては、そういったものの中から重点的なものをここで位置づけ、それに向けた目標を設定しているということで、このつくり方自体は第1期と比べて、先ほど瀧上課長が御説明申し上げたとおりですが、この第2期計画の中でも、3つの構想を重点プロジェクトというのをイメージ図も載せてございますが、その点につきましては、これまでの第1期の計画、これにさらに肉づけ、重点プロジェクトをまちの未来創造ということで、加えた中で、さらに展開をしていくという部分につきましては、これまで有識者会議、それから市民への説明の中でも、主にこういった点を重点にお示しをしていると考えておりますので、個別の具体的な差異については、確かに、一部わかりにくい面があるかもしれませんが、今回のこの第2期計画の特徴的な部分については、これまでも御議論いただいた上で策定してきたものと理解をしているところであります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 徳竹課長。

○畜産林務課長（徳竹貴之君） 新規の綿羊飼養者戸数というところにつきましては、この10人というところの中から実際にどういう人数形態で新たな戸数、独立起業という形になるのかということも関係機関、現状の飼養者、そして従業員の方々ともしっかりと協議をしていきながら、飼養技術の講習なんかも含めて、その体制について協議をしていく中で、しっかりと目標数値を定めていければと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） ということは、戸数もK P Iの中に併記するという捉え方でいいんですか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 瀧上課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） このK P Iの部分に戸数を併記という部分は、今、現段階では考えていないというのが実情です。農家戸数という部分に関しましては、それは、この農業未来都市創造の数値目標全体、もちろん畜産業、酪農業、一般の耕種農家も含めて大きい農家戸数という部分の数値目標の中には入っておりますので、例えばここの綿羊の戸数という部分のK P Iを今、現段階で入れるという部分は、ちょっと考えていないというのが実情です。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 今言った農家戸数の中に入るのだという乱暴な答弁ですけども、これは農家戸数、いわゆる耕種農家、畜産農家、酪農家、それぞれ戸数をカウントしているんです。ということは、農家戸数の中に入っているということであれば、当然、サフォークの飼養戸数も入らなきゃいけないです。そして、目標戸数にうたわなきゃならない。今、考えていないという言い方は変ですよ。これから策定、今、策定して、今、市民に意見を聞いているんでしょう。だから、議会の意見も反映してほしいですよ。だから、そういう意味では、検討するぐらいの話でないと、質問やめるわけにいかないですよ。

それから、もう一点、私が評価検証、これを相当評価しているんですよ、個人的には。1回、その評価をつくって、さらにいろんな意見を聞いて見直しをした。これは、なかなかできることではないと思うんですよ。行政で、これをしっかりやり遂げたということですから、こういう意味では飼養戸数とここにうたったんですから。K P Iにうたう。そうじゃないとわかりづらいと思います。そういうことじゃないでしょうか。これは、やはり副市長の意見を聞かないとおさまらないです。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 大西議員のおっしゃるとおり、今、市民の意見を広く募って、そして最終的な考えをまとめているという段階でありますので、今、いただきました御意見も重々、我々として受けとめて、どのように反映させるかといったことは今後、しっかりと考えていきたいと思えます。

○議長（松ヶ平哲幸君） まだ大西議員の大綱質疑が続いておりますが、ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時46分休憩）

（午後 1時30分再開）

○議長（松ヶ平哲幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大綱質疑を続行いたします。

12番 大西 陽議員。

○12番（大西 陽君） それでは、午前中に引き続き、大綱質疑を行います。

職員の適正な定員管理についてお伺いします。

今、多くの地方自治体は、行政運営を進めるに当たって、社会情勢の変化に応じた効率的で質の高いサービスの提供と、さらには複雑化、高度化する新たな行政需要などの対応を行うため、貴重な経営資源である人材を最大限有効に活用して、働き方改革やICTの活用により、生産性の高い業務遂行のためにも職員の適正な定員管理が必要とされております。

本市も厳しい財政状況の中、人件費の抑制の課題となっており、事務事業の見直しなどを含め、指定管理者制度の活用や民間委託など、サービスの維持向上を図る取り組みを今、進めております。さらに人材育成を強化して、職員の個々の潜在能力をより高めながら、増員すべきは増員をして、減員すべきは減員する。そのときの環境と職員個々の特性に配慮した部門ごとの適正配置も極めて重要であります。

そこで、質問に入りますが、現行の職員定数条例で示された職員の定数、市長の事務部局で309人、病院事業として278人となっています。病院事業については公営企業法の全部が適用となっていますが、定数条例はどのような扱いになるのか、まずお伺いします。

さらに、水道事業で12人、議会事務局で6名、選挙管理委員会1名、監査委員事務局3名、農業委員会7名、教育委員会の事務部局及び学校その他の教育機関で81人になっていますが、本年度、令和元年度末の実職員数の見込みと、もし、定数条例と乖離があるとしたら、その解釈及び行財政運営戦略では、2026年4月1日に職員数を328人とするとしております。その内訳をあわせてお伺いをいたします。

次に、本年度末で想定される職員の年齢構成と現在、取り組んでおりますが、まちづくり総合計画が計画満了となる2025年度までの職種別の採用計画の考え方を伺います。

次に、行財政運営戦略で、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応できる組織体制の見直しを行うとしております。今後も人口減少と少子高齢化の環境に対応しながら、機動性の高い組織体制と職員の適正配置が求められると思いますが、このことについて、改めて基本的な考え方を伺いたいと思います。

さらに関連して、時間外勤務縮減プログラムを今現在進めておりますが、業務実態の見える化を行い、業務プロセスの改善に取り組んでおりますが、縮減プログラムの中に取り組みの前提になると思われませんが、部門別配置を含めた職員数が具体的に示されていませんが、縮減プログラムを進めるに当たって、定員管理はどのような位置づけになるのか。最後にこのことを伺って、質問を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 青木総務課長。

○総務課長（青木伸裕君） 私のほうから、定員、定数条例と実職員数の比較等についてお答えさせていただきます。

まず、定数条例と実職員数の比較でございます。定数条例における人数につきましては、先ほど、大西議員からもありましたとおり、まず市長事務局は309人という条例上になっておりますが、実職員数で申し上げますと250人であります。次に、企業会計、まず病院であります。278人の条例に対しまして、実職員数が148人。同じく公営企業、水道ですが、条例12人に対し、実人員8人。議会事務局6人に対し、4人。選挙管理委員会1人に対し、1人。監査委員事務局3人に対し、3人。農業委員会7人に対して5人。教育委員会81人に対して50人ということで、総数で申し上げますと697人の定数条例の人数に対しまして、実職員数合計で469人となっております。

そこで、公営企業法全部適用となった市立病院の定数の考え方ではありますが、公営企業法においては定数を定める規定がございませんので、この定数条例上における規定となっております。

次に、今年度末の職員の年齢構成についてでございますが、5歳刻みで申し上げます。まず、20歳以下が6人、25歳以下が40人、30歳以下が54人、35歳以下、66人、40歳以下、59人、45歳以下、86人、50歳以下、72人、55歳以下、42人、60歳以下、38人、65歳以下が6人ということで、合計で469人です。参考までに平均年齢で申し上げますと、40.3歳となっております。

そこで、職種別の採用計画の部分でございますが、行財政運営戦略の目標328人の内訳にも関連しますので、あわせてお答えさせていただきます。まず、この運営戦略におけます職員定員計画の部分については、昨年第4回定例会で渡辺議員にお答えしたとおりでございますが、市民サービスの向上、市民の安全・安心の確保を基本とする中で、今後の人口減少を初め、組織体制の見直しと機構改革の推進、指定管理者制度の導入、業務委託など、民間活力の部分で総合的な判断で328人と目標を定めたところであります。

これまでの定員適正化計画とは異なりまして、その時々の方針、再任用職員のあり方、さらには今、現在、定年年齢の見直しも協議されておりますので、そういった部分を見据えて、中長期的な観点から設定するものとしたところでありまして、各部局ごとですとか、各職種ごとの目標値は定めておらず、したがって採用計画も職種別の計画は、今現在はないといった状況にあります。

私からは以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 私からは、時間外縮減プログラムと定員管理の位置づけについてお答えいたします。

この縮減プログラムにつきましては、目的として、長時間労働の抑制と総労働時間の短縮、こういったことによりまして、職員が心身ともに健康で持てる能力を最大限に発揮できる職場環境づくりが第一という目的になっております。恒常的で長時間に及ぶ勤務は、職員の生産性、効率性の低下を招くだけでなく、心身の健康や生活に悪影響を及ぼすということで、この縮減に向けまして、より短時間で効率よく効果的に働くことを重視する意識づくり、それから職場

の雰囲気づくりに取り組んできたところです。

こうしたことによりまして、実際に導入をいたしました1年間と前年度を比較しますと、おおむね2割程度の時間外勤務の縮減が達成されたところであります。この実際、取り組むに当たっては、それぞれの職員が計画的にチームとして業務を執行できるような仕組みの導入もあわせて行っておりまして、そういった取り組みを職場全体で見える化することによって、それぞれの業務の忙しさ、それからスケジュール管理、こういったこともあわせて行うことにより、効果的な働き方に結びつけるという考え方であります。

こうしたそれぞれの実績においては、毎月庁議等でも報告の上、それぞれの職場の状況もお互いに共通の認識として持つということで取り組みを進めてきておりますが、そういった意味では、それぞれの職場の中で今の体制をどのように有効に活用、それから運用していくかという点に重視を置いて運用しているところであります。

この組織機構のあり方につきましては、これまでも市民本位のワンフロアサービス、それから効率的な組織づくりということを目指して組織の階層を減らすなどにより、意思決定、それから組織の機動力を上げるという点にも取り組んできたところでありまして、そういったことが定員の適正化にも結びついているという結果になっております。

現状、その組織の職員数のあるべき水準というのは、地域の実情に応じた行政需要により左右されるということもありまして、一概にどれが適正かというのが、なかなか客観的に把握するのが難しい側面があります。そういった意味では、そういった適正な定員という部分につきましては、さまざまな類似団体の状況なり、社会情勢を含めた形で適正化を図っていく。それとあわせて、この時間外縮減プログラム等によって、総労働時間の圧縮を図るという取り組みをあわせて行っているというところであります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 2点確認をしたいと思うんですが、まず1点目は定数条例と実職員数の乖離が相当多いと思うんですが、これは解釈としては、その範囲内では許されるのか。合わさなきゃならないのか。この解釈、乖離があるので、その解釈はどういう解釈をしていいのかと。

もう一点、言うまでもないんですが、時間外勤務縮減プログラムをちょっと読ませていただいたんですが、これは先ほど言ったように、前提となるのは適正な職員配置だと思うんです。これは、非常に難しい問題だと総務部長はおっしゃいますけれども、適正な職員配置をしないで、しないでという言い方は変ですけれども、なされていない中で、超勤をするなど。端的に言えば、これはどこかでひずみが出る、無理が出ると思いますから、きちっとした適正配置がどうだということは難しいとさっき言いましたけれども、職場ごとの議論を深めて、どこが適正なのかということを職員とともに向き合って決めるべきで、それを前提として、このプログラムに取り組むべきだと私は思いますが、この件について見解をあわせてお伺いしたいと。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館部長。

○総務部長（中舘佳嗣君） 私から、職員定数条例の考え方について申し上げます。

この中では、職員の定数については条例で定めるという自治法の規定がございまして、その中では期間を定めないような常勤職員の定数については、条例でその上限を定めるということで、この条例の趣旨としては、その範囲の中でなければならぬと上限が定められているという解釈でございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 私から、職員の定数の基本的な考え方ということでお答えしたいと思っております。

まず、財政運営戦略の中では、先ほどもお話にありましたとおり、2026年に328人にするということで定めてございます。これは今日的な業務の状況等々を勘案した中で、また将来的な見通しを考える中で、本市の行財政、そしてやるべき業務の量というのを、これは必ずしもはかり切れるものではありませんけれども、職員の定数というのは、地方自治の中における予算の配分の中でも、かなり大きな部分が占めてくるということでありますので、これについては、一定程度しっかりとあらわしておかなければ、さまざまな全体像の中で見えにくい部分があるということで、今、申し上げましたとおり、全てが把握し切れる業務量と将来的な本市の状況の中での職員のあり方というのははかり切れるものではありませんけれども、これまでの本市の長い歴史の中で、どういう状況で本市が形としてあったかといったことを十分に参考にしながら、中長期的な職員のあり方というのを決めたのが行財政運営戦略における328人というところでございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 定数条例について、考え方をもう一回申しわけありませんが、確認したいんですが、今の答弁をいただきました内容ですと、実職員数とその範囲内というのか、それを下回っていけばいいということで答弁いただきましたけれども、このことは、条例は自治法ですから、そういうただし書きが自治法上示されているのかどうか。いろいろとどこで合わすかという時期の問題もあるんだと思うんです。常時動いていますから。ぴったりとはいかないんだと思います。基本的には条例を定めた以上は、この条例に合わせていくということが基本だと思うんですが、この辺が1点と、いろいろと全国の自治体の取り組みやなんかを、全部ではもちろんないんですけども、見てみると、実職員数と定数に乖離のない、ずれ、乖離のないという意味です。乖離のない実職員数に則した定数条例になるよう定数管理を行うことが望ましいので、いろんな中で検討を進めたいということは結構おるんです。うちの市については、繰り返しますけれども、条例の範囲内なら問題ないという解釈になるのか。それとも先ほど言った、私の言ったことで、これから条例に合わすべき、検討も含めて考えたいという、どちらなんでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 本市の定数条例につきましては、平成17年の旧士別、旧朝日の合併のときに定めたということで、それぞれ任命権者ごとに定めるということでもありますので、その人数は先ほど総務課長が話したとおりであります。

先ほど私、申し上げましたとおり、さまざまな合併以降、いろいろな地域の実情、あるいは旧市、町に合った施設の統合ですとか、それと民間委託ですとか、あるいは施設というか、全体的なスリム化だとかいったことがありますので、定数というか職員数の変化がかなり大きかったという時期であったということと、それと団塊の時代の方々の退職もあったといったようなことがあって、これまでは職員定数の職員の適正な管理という中で条例の枠内で直近の考え方を定めてきたということでもあります。

ただ、今、大西議員がおっしゃられたとおり、条例との乖離があることについて、どうなんだということでもありますけれども、これは地方自治法の中で職員定数は条例で定めるということがあって、上限を定めるということは書いていないんですけれども、一般的な解釈の中では、上限と考えております。

ただ、自治法の中でその上限を定めるということの意味は、先ほど、最初に私が申し上げましたとおり、民主主義の中でこの地方自治の中において、やはり職員の占める、財政的にもそうですけれども、業務の進め方においても、しっかりと明らかにした中でさまざまな施策を進めなきゃならないということがあって、定数を条例で定めると自治法に書いてあるということになりますと、その枠の中であればいいという考え方は必ずしもというか、正しくないとも私も考えているところでもありますので、先ほど議員おっしゃられたとおり、今後は直近、中期的には定数というのは上下することがあっても、あまり乖離のない、しっかりと士別市の職員はこういった方向であるんだといったことがわかるような形で、条例改正も含めて、その乖離のないような形をとっていきたいなと考えます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 上限とすると、範囲内でいいということは、自治法上何も書いていないということです。ただ、上限、先ほど総務部長が上限としているという意味は何だったんですか。それは何を根拠として。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 我々、市の行政の根拠となるのは、さまざまな法令、法律あるいは条例等々でありますけれども、そこをしっかりと踏んでいくためには、その法定の解釈というのが、例えば逐条解説ですとか、いろいろな過去の判例ですとか、そういったものをしっかりと踏みながらいくという中において、地方自治法にある定数は条例で定めるというのは、一つは上限を定めたといった解釈があるということでもありますので、そこをもって、そういう答弁をさせていただきます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 解釈は自由なんですけれども、その根拠、そういう解釈で、こだわるわ

けでないんですけれども、本来、実態はわかっているんです。今は職員数に条例とびたっと合うということは、なかなか難しいと。ただ、それを意識しながら、定数条例を意識しながら進めるとというのが本来でないかと思うんですけれども。解釈として、上限でいいという解釈をしたという根拠は何ですか。それどこに、地方自治法のどこに書いてあるのか。その辺がちょっとわからないので、本来は実職員数に則した条例になるように検討すると、検討したいと、内部で。それは、なかなかやる、さっき言ったように合わず時期だとか、そのいろんな組織体制の問題はあって難しいというのは承知しています。

ただ、条例は自治法ということであっているんですから、その解釈はそう解釈しているんですけども、その解釈の根拠というのはあるはずで。何か定めているとか。それは全く勉強不足で申しわけありませんが、その辺ちょっと教えていただきたい。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 繰り返しになるかもしれませんが、我々法令を読み解くときに、その法令の趣旨というのはどこであるんだといったことについては、例えば六法全書にしても、地方自治六法にしても、そこにいろんな過去の例えば裁判所の判断実例でありますとか、法令の専門家の解釈でありますとか、そういったものを読み解きながら、この法令はこういったことを意味しているんだといったことを、我々としても法を運用する、条例も運用するときに、そういった進め方をするわけであります。

おっしゃるとおり、職員の定数は条例で定めるところは、その法令の中には、それは上限でいいんだということが書いてありませんけれども、過去の実例の中で、そういった解釈はされてきたようなことはあるということで、ただ、上限と我々は捉えたという話をしましたけれども、だから、その枠内であれば乖離していてもいいんだと言ったつもりは決してないわけでありまして、先ほどから大西議員から御指摘ありますとおり、乖離があるということについては、やはり条例で定められたことがやはり基本でありますので、その内数の中で、例えば我々は定員適正化計画というのも立てても、やはり条例がしっかりともとでありますので、そこ今現状は乖離しているということは、私も問題だと考えておりますので、合併以降、これまでそのまま条例を置いてきたということが誤りであると考えておりますので、その辺について、今後、しっかりと乖離のないような、その時点、時点、中長期的な業務財政等を見通した中で、乖離のないような定め方をしていくのが正しいということを考えて、先ほど、答弁を申し上げたところであります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） わかりました。ようやく共通認識に立ちました。いわゆる上限として、解釈しているというのは、無理な解釈です。ですから、実職員数に則した条例になるように、定員管理を進めると、取り組むということが正しいということですね。わかりました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で、大西議員の質疑を終了いたします。

9番 渡辺英次議員。

○9番（渡辺英次君） 通告に従いまして、大綱質疑のほうをさせていただきます。

今回、私は質疑事項としては2つ掲げさせていただきまして、1つ目は市立病院の中長期的なビジョンはということで、そして2つ目にはさきの初日に教育長からお話があった教育行政執行方針についての中から質問させていただきたいと思います。

まず、1つ目の市立病院の関係ですけれども、質問の数で言いますと6項目質問させていただきたいと思います。令和2年度が現計画の最終年度ということで、これから次期経営計画策定に向けて、いろいろ策定を進めると、そういった大事な時期でありますので、今回取り上げさせていただきます。

市立病院におきましては、これまで一般会計からの繰り出しが当初予算で足りずに追加で出てきた経緯がございます。そして、平成29年、30年度によろやく1億5,000万円ほどの黒字が出たということで、市長からもいつもお話がありますが、まさに長島院長の御努力、そして病院職員の皆さんの努力のたまものだと思っております。

しかしながら、大もとである一般会計の予算がだんだん厳しくなっており、このまま繰り出しもスムーズにいくのかという、そういった不安な気持ちもありますので、何点か聞かせていただきたいと思います。

そこで、まず第1点目に、令和元年度の入院患者数及び外来患者数の推移、推移というか、現状の数字をお知らせいただきたいのと、また前年度との比較ということで、現段階では、年度途中でありますので、同じ時期のタイミングで推移はどのようになっているのかをお知らせいただきたいと思います。

あわせて2つ目に、この令和元年度の決算見込みは現段階でどのようなことになりそうか、お知らせください。また、それに関する主な要因等もあれば、あわせてお知らせください。

次、3つ目になります。さきの初日に市長の追悼の言葉もありましたが、1月31日に山賀副院長が急逝されまして、8人体制だった医師が今現段階では7名となっている状況かと思われませんが、令和2年度に関しまして、医師確保に関して、どのようなお考えを持っているのか、考え方をお知らせいただきたいと思います。

次、4番目になりますけれども、今回の予算書を見ますと、収益的収支の関係の純損失が5,100万円ほど見込むというか、なるのではないかという数字になっておりますが、最小限にこの純損失というのを食いとめなければいけないと考えております。そういった意味からも、医師の確保にもかかわるとは思うんですけれども、どのような対策を現段階でお考えなのか、お知らせください。

また、万が一純損失が出た場合はどのような形での補填を考えているのか、あわせてお知らせください。

次、5番目になります。先ほどお話ししましたとおり、次期経営計画が令和2年度進めていくということになります。一般会計からの繰入金ということで、これまでの実績で言いますと25年から調べてきたんですけれども、25年でいうと追加繰り入れを含め、4億3,000万円の

追加繰り入れを含め8億9,000万円、そして、26年度は2億6,000万円ほどの追加繰り入れがあって8億9,000万円。そして27年度は1億7,000万円ほどの追加繰り入れを行い、総額で9億4,000万円。そして、28年度が1億8,000万円ほど追加繰り入れをし、8億8,000万円。そして、29年度は当初の予定どおりでしたが、追加はなしで10億3,500万円ほど。そして、30年度が当初の繰入額どおりで8億9,600万円となっております。そして、ことしは8億4,000万円の繰り入れをするということで、予算書によりますと、令和2年も8億4,000万円ということになっております。あわせて総合計画期間であります2025年ですか、令和7年までの計画を見ると、今年度からということになるんですけれども、ずっと8億4,000万円の予定がされているということになっているんですけれども、今回あわせて経営計画を改めるということなので、この辺の次期の計画期間の繰入金についての考え方もどのように考えているのかお知らせいただきたいと思います。

そして、最後に、この質問のタイトルにも使ったんですけれども、中長期的に公立病院をどのように守っていくかという観点で、現段階での考え方を聞きたいと思っています。予算説明にも書いてありましたけれども、現段階で士別市の医療に関する考え方は、国の医療施策やあるいは地域医療構想を踏まえて今後進めていくと書いてあります。ただ、先ほどお話ししたとおり、単独自治体では、今後繰入金を一般会計から出せるのかという部分のやはり不安もありますし、私個人としてはやはり単独自治体で一つの公立病院を持つというのは、今後、中長期的に見ると困難ではないのかなという考えを持っております。そういった意味では、今、名寄市立病院とも進めていますけれども、連携だけではなくて場合によっては、経営統合も含めて役割分担とか機能分化を推進していく必要があると考えています。そういった意味で、しっかりと市民の安心して利用してもらえる公立病院を残すという、そういう方法を早い段階で示すべきではないかと考えております。

また、あわせて、市民にも理解を当然求めなければいけないので、そういった情報公開、現段階では中長期的にどういうビジョンを持っているということも含めて、市民にも理解を求め必要があるんじゃないかと思うんですけれども、市の考え方を求めます。

質問内容は以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 池田経営管理課長。

○経営管理課長（池田 亨君） 私のほうから、患者数の推移、それから決算見込みについてお答えいたします。

まず、患者数、入院患者数でありますけれども、1日当たりでいきますと、平成29年度が115.6人、30年度が115.3人、これだったことから令和元年度は115人という予算での設定をしました。4月から1月までの実績でいきますと、111.7人ということで、対前年でいけば今、3.6%のマイナスでございます。特に、年度初めの4月から6月、ここの部分で連続して入院患者数が110人を割るということにもなっておりました。

続いて、外来患者数でございますけれども、これも1日当たりでいきましたら、29年度が

476人、30年度が447.2人、元年度が445人と見込んでおりました。これも同じく4月から1月までの実績でいきますと、1日420人ということで、対前年7.7%のマイナスとなっております。主な要因、ちょっと5つほど挙げますけれども、まずは人口減少による患者数が減るという影響です。

それから2つ目として、昨年1月に循環器の常勤医が退職しております。これによって、心臓カテーテルなどの専門治療が士別で行えなくなって名寄に委ねると、そういった動きがあったもので、内科の入院患者数が減ってきております。それから、桜丘荘、コスモス苑に往診に行っていた常勤ドクター、こちらも退職いたしましたので、これによって、ある程度の外来患者数が減っているということでございます。

それから、先ほどもございましたけれども、外科の山賀先生が体調を崩したということもあって、外科手術を伴う診療が他の病院へ紹介するというのもあって、外科入院も減っております。

そして最後に、昨年5月、今年度の5月ですけれども、市内に整形外科のクリニックが開業いたしましたので、外来患者数が5名から10名程度、1日減っているという状況でございます。

それから、決算見込みの部分でございますけれども、まず外来収益につきましては、患者数は、先ほど言いましたが、大きく減っているんですけども、診療単価が約8,800円から9,300円程度に上がっているということで、元年度に予算計上しました9億4,300万円は確保できると見込んでおります。

それから、入院収益につきましては、これも患者数の減少もありますし、心臓の専門治療を行っていないということ、それから外科手術が減ったということもございまして、予算計上しました13億500万円は下回ると見ております。ただし、入院収益は下がるんですけども、そこに使う薬剤であるとか診療材料、そういった経費の部分では、リンクして材料費も減ることになりますので、そちらは比例して落ちます。

そして、人件費、こちらは出張医が増えてきているというのが現状です。外科外来、それから透析のフォロー、それから連休のときの病棟の体制を整えるために出張に委ねている部分が増えております。それで、その部分では昨年度を上回ってはいるんですけども、予算よりは何とか下回ると見ております。

そして、2月ですけれども、これまでにないぐらい入院患者数が増えたということもあって、3月の状況を見ての話になりますけれども、何とか黒字の範囲でおさまるであろうと、約1,500万円程度の純利益は出せる結果になるのではなかろうかと見込んでおります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 加藤市立病院事務局長。

○市立病院事務局長（加藤浩美君） 私のほうから、医師確保と令和2年度の予算の収益的収支の純損失についてお答えさせていただきます。

まず、医師確保につきましては、収入面だけでなく、病院を存続していくためには、非常に重要な課題であります。現在、当院に属しておりますのは9名の医師がおります。そのうち7名が常勤医という形になっております。その中でも一番患者数として多い高齢者の内科疾患等を診ているのが4名の医師ということ、それから平日の夜間ですとか休日等を含めて、当直に入れる医師が5名という状況になっております。特に山賀副院長が診ておられました人工透析につきましては、長島院長がこれを引き継いで診ているという状況になっております。

いずれにしても、非常に常勤医師数は少ないという状況の中で、何とかこの確保を図っていかなければならないという状況になっておりまして、現時点では、それをカバーするためにいろんな出張医体制を協力いただく中で受けているという状況になっております。

特に、医師確保に当たりましては、院長みずから全国を飛び回って、医師確保に当たっているという状況にあります。また、内科のほかのドクターにつきましても、あわせて同じように医師確保に動いていただいているという中で、そんな中で何人かは可能性を感じる医師もいるという状況になっております。また、現在、外科の医師につきまして、4月からの勤務について希望されている方がいらっしゃいますので、この確保に向けて、今後を含めて、しっかり取り組んでいきたいと考えているところであります。

それから、収益的収支、令和2年度の予算の純損失についてであります。これまで一般会計からの繰入金のうち、特別支援分という形で、29年度は9,000万円、30年度は6,000万円、元年度が3,000万円という形で繰入金を一般会計からいただいております。そんな中で今年度からその部分がなくなるという部分もありまして、さらに患者数の減少等もございまして、令和2年度の予算では純損失5,109万3,000円を見込んだ予算組みという形になっております。こういった純損失を発生させないようにということで取り組んでいかなければならないわけですが、まずこの損失を抑えるという面で行きますと、入院患者を増やすということが一番の形ではあります。予算上は1日平均で115人ということで見込んでおります。

先ほども課長が言いましたとおり、2月の状況で行きますと2月は増えておりまして、122名ほどになっております。その状態が続けばクリアできるということもあるんですが、残念ながら、どうしても夏場に患者が減るという状況がありますので、なかなか、これも難しいのかなと考えているところであります。

また、経費の節減ということでは、当然取り組んでいくわけなんですけれども、看護師数、ぎりぎりのところでやっております。そんな中で、なかなかこの辺も抑えるのは非常に難しい。今、常勤医師につきましては非常に少ない中で出張医に頼っているという部分があります。そういった部分で行きますと、出張医に頼らず常勤医が増えることによって、そういった節減が可能になってくるのかなとも考えていますし、診療報酬面でも現在、ADL維持向上加算というのを新たに算定基準として取り組んでおります。

そういった診療報酬のアップに向けても小さい部分、こつこつと研究しながら増収につながるようなことを対応していきたいと考えておりますし、特に老人保健施設ですとか、特養など

の患者さんが入院して、退院するという、繰り返す患者さんが非常に多くなっております。そういうところをさらにスムーズに対応できるという形もさらに整えていかなければならないと思いますし、急性期病院からの受け入れ、こういったものも積極的に取り組んで増やしていければ、こういった部分もある程度カバーしていけるのかなと思います。

診療以外の部分でいきますと、人間ドック、これにつきましても、昨年から内科のドクターが交代で担当していただいています。そんな中でドックの受診者数も7%ほど前年度より伸びています。そういったことも今後も執り進める中で、こういった損失を発生させないような取り組みに当たっていきたいと思っております。

それから、純損失の補填ということではありませんけれども、今年度末で先ほどの見込みでいきますと、およそ3億9,000万円ほどの資金残が発生することが見込まれます。そんな中で、令和2年度の予算どおりの決算になってしまうとした場合につきましては、この資金残自体が減るということにはなりませんけれども、令和2年度末において、不良債務が発生するという状況には至らないものと考えております。

私からは以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 三好病院事業副管理者。

○病院事業副管理者（三好信之君） 次期計画の策定の観点と一般会計からの繰入金の関係、それと今後の中長期的な病院の経営の関係について、私のほうからお答えいたします。

次期経営計画、いわゆる改革プランですけれども、それについては、今のが令和2年度で終わりますので、次の計画を令和2年度中に策定することになります。ただ、今、総務省のほうで、8月に国のほうのガイドラインを示すということですので、それを踏まえた計画になるわけですけれども、病院の経営計画というのは、あくまでも2方面から考えなければならないと考えています。

というのは、一つは当然、病院のそのものの運営方針、それといわゆる経営的な面ということになるんですけれども、今のところ、その病院の運営方針につきましては、前回つくった改革プラン、いわゆる専門的治療についてとか急性期については名寄との連携の中で名寄のほうにお願いしていくと。そして、今、士別で一番市民が必要としている高齢者の長期医療、そういった部分は士別で担っていくと。そういった部分については、大きな病院の運営方針そのものは変えないつもりをしています。それについても、いわゆる上川北部の地域医療構想の会議の中で、ほかの病院を含めて議論をしまいたします。

2点目は、今、渡辺議員が言われましたいわゆる一般会計の繰入金を含めた経営計画になるわけですけれども、今の市の財政状況を考えると、当然繰入金を少しでも減らすというのが病院のスタンスでいこうと思っております。ただ、29年、30年度の2カ年間ににつきましては、病院の形態を変えて、慢性期の患者さんを入れることによって入院患者が増えて、そして結果、収益の、定められた繰入金の中で収益を確保できたという状況なんですけれども、今後は、ちょっとそれ以上患者が増えていくというのは厳しいという状況になります。

そこで、繰入金を現実的にどうやって減らせるのかということ考えたときには、今後の病院のあり方というのが重要になります。例えば今、救急外来をやっていますけれども、それは国の基準の中の定めで、一般会計から大体うちの計算で1億5,000万円ほどの繰入金をいただいておりますけれども、単純に繰入金を減らすとなると、救急外来は、もう土別はできません。名寄さんをお願いしたいと。そういうことをすると、繰入金自体は減りますけれども、ただ、名寄さんでそれを全部受けられるのか、あるいはそのために救急隊を1隊つくらなきゃならないという、そういった行政等を交えたいろんな課題があります。

そのほかに外来診療も、多くは旭川医大さんからの出張医に頼っていますけれども、人口が減っていくと、どうしても不採算部門になっていくと。ただ、それをやめるわけにいかないという部分もあります。特にうち、高齢者が多いものですから、訪問看護なり、往診なりをやっているわけですが、この広大な距離を回っていくと確実に不採算になっています。

ただ、その部分については国の繰り出し基準に入っていませんけれども、これは行政として、在宅医療は必要だろうということでやっていますので、そういった部分のいわゆる政策的な繰出金という部分があります。今後、一般会計のほうとも相談して、どこまでの医療を提供するかというのが今後もその一般会計の繰入金に影響を与えるのかなと考えています。

ただ、国のほうも、その今の医療政策で連携を進めていくに当たって、新たな制度が今できそうになっています。いわゆる今の病床数を減らした病床数に対して、補助金を出すという考え方も出ています。これ4月以降決まりますので、その単価やなんかもちよっと見ながら考えたいと。

それと、以前からある制度で、150床未満の病院について、ベッドを減らすと特別交付税というのが上乘せになるという制度があります。今うち、148床で運営しているんですけども、仮に2病棟で118床にすると、約9,000万円ぐらいの特別交付税が市のほうに入ることとなります。当然、普通交付税で入っている部分は、若干2,000万円ぐらい落ちたり、もしそのベッドを減らしたことによって、医業収益が落ちるといって、その見合いがありますけれども、これからの患者数のことをやはり考慮すると、もしうまく118床で回せるのであれば、病院の繰入金そのものは減ることになりませんが、市が今、8億4,000万円出している中の2億6,000万円ぐらいが普通交付税ですので、それにさらに例えば9,000万円、特別交付税が来るとすると3億5,000万円ですので、市の実質の持ち出しが減ると。そういうようなこともありますので、市の負担を減らすためにそういったことも視野に入れながら、今後のプランをつくっていきたくて考えています。

それと、もう一つが中長期的に病院を守るためのあり方ということですが、これについては、非常に難しいというか、先をなかなか見通せない時代なのかなと考えています。例えばうちが毎年、毎年、黒字を出していたとしても、現実問題として、今、国が進めている医療改革、いわゆる医師が偏在していく。大都市志向、それと専門医志向ということで、うちのよな病院に、田舎の病院になかなか医者が来ない。そういうことで、もう医療体制を維持する

ことが難しい時代に来ています。

それと、2024年に向けて働き方改革、いわゆるそれがまともに実行されると、土日に来ている、大学から手伝いに来られている先生方の労働時間が国の規制を上回るということで、こちらのほうにも来られないという、そういったいわゆるお金の問題ではなくて、医療を維持するのが難しいという、そういったことも想定されます。その中で、上川北部全体で生き残りをかけるということで、それぞれ協議しているわけですが、今、一つの方法として、最近、名寄と士別の連携が進んできていますけれども、さらにその連携を進めるために、29年に国のほうの法整備がされているんですけれども、地域医療連携推進法人というのがあります。これは、いわゆる経営統合ということではないんですけれども、それぞれの病院が会員となって、その上に一つの法人を立ち上げます。その法人の中で意思統一をする。いわゆる民間で言ったらホールディングカンパニーみたいな状況なんですけれども、そうすることによって、医師の融通、あるいは医薬品の共同購入と、そういった部分について、メリットがありますので、今そういった取り組みができないかということ、今ちょっと検討しているという状況にあります。

先ほど議員がおっしゃられた経営統合ということも将来的にはあるかもしれませんが、実際に経営統合できている病院というのは、本州のほうで県立病院なりが中心になって、市立病院と統合すると。そういった部分というのは、可能性あると思うんですけれども、北海道のように大学、医育大学が3つあって、そこから、ばらばらな先生が来ている中で、経営統合しましょうとしても、それはなかなかよしということにはならないのかなど。今の中で我々ができることは、連携推進法人というのをやはり一つ立ち上げて、一つのグループとなれば、先生方の意思というの、意思疎通が図れますので、そういった部分について検討して、今後の上川北部全体での病院として、どうしていくかということ、今後検討していきたいと考えております。

○議長（松ヶ平哲幸君） 渡辺議員。

○9番（渡辺英次君） はい、わかりました。病院のことは、これまでも、もうこの議会でも取り上げてきていますが、やはり専門的なことが多いので、どうしても、我々がわからない部分もすごい多いんですけれども、やはりその市民の方の不安というんですか、やはり公立病院を残していただきたいという、そういう思いがやはりありますので、先ほど、最初の質問でちょっとお話しさせていただいたんですけれども、市民理解を得るためにという部分で、何か、その今後、決定しているわけではないのでできないのはわかるんですけれども、もうちょっと市民の方に安心してもらえるような取り組みというのは何かできないものでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 三好副管理者。

○病院事業副管理者（三好信之君） 当然、市民の方に今の現状を理解していただきたいということで、市民公開講座をやったり、あと、よそから先生に来てもらったりして、地域の現状をお伝えするという事は、これまでもやってまいりました。実はつい22日なんですけれども、全

国の自治体病院協議会の会長、それと全国の公立病院、市立病院連盟の会長、そのほか本州からのうちと似たような規模の先生方、それと道内の自治体病院の先生方が集まって、その中の考え方としては、その医療機関だけでなく、そのほかに教育機関とか産業、交通機関合わせて医療を論じることによって、地域を守っていけるんだという、そういったLMC地域交流会というものをやったんですけれども、北海道で初めてやりました。

その中で、医療関係者ではない方が出ていて、やはり今の地域の実情、なかなか理解できていなかったと。当然、皆さん医師不足、医師不足というお話をしますので、その中で交通事情とかというのも難しいということ。そこで共通課題がちょっと生まれたんですけれども、一つの企業の方からは、こういう話をもっと自分の会社の人間に知ってほしいと。我々も伝えている気はしていたんですけれども、現実的には、やはり伝わっていないという部分があって、それは、本市の先生も含めて医療業界のほうの反省と言ったら変なんですけれども、やはり理解されていない。まず、そこの市民に集中するのが本当だろうということで、それは長島先生も、もうどこでも今度出向くという話をしていますので、先ほどの名寄の連携を進めていくに当たっても、そういった部分については住民の方に何とかわかっていただく方策をとらなきゃならないなとは思っております。

○議長（松ヶ平哲幸君） 渡辺議員。

○9番（渡辺英次君） それでは2つ目の質問に入らせていただきたいと思います。教育行政執行方針についてということで、細かく分けると9つの質問項目があります。まず1つ目なんですけれども、GIGAスクール構想に関する環境整備に関しまして、本市の考え方を伺いたいと思います。

国のほうでは、昨年12月13日に閣議決定しまして、Society 5.0時代に生きる子供たちの未来をとということで、児童・生徒向けにいわゆる端末、パソコンであるとか、タブレットが該当するのかなと思うんですけれども、学習用端末を一人1台、そして通信ネットワーク環境を、ネットワークを一体的に整備するという構想を打ち出しました。それで、今回、令和2年度の予算にも、それに対する考え方が出ていましたので、それについて詳しくお聞かせいただきたいと思います。

これに関しては、文科省のほうのGIGAスクール構想の実現標準仕様書というのがあるようございまして、それを見ると今、お話しした端末とネットワーク環境ということなんですけれども、1人当たり4万5,000円ほどを考えているというお話があるようです。そして、端末はWindows、もしくはGoogleのChromebook、そしてiPadと、標準ということなので、これじゃなきゃだめだということではないと思うんですけれども、そういう具体的なことも出ていますので、本市において、どの程度、今後に向けてどの程度、今、想定されているのかをお知らせいただきたいと思います。

次、2つ目になりますけれども、新学習指導要領を達成するというので、カリキュラムマネジメントを組み立てていかなきゃいけないということになっておりますが、いわゆる教科書

というのは全国統一的な書き方をしておりますので、それに合わせて地域性であったりとかいろいろなカリキュラムを組んでいくという必要性のことを言っているのかと思うんですけども、現段階で本市としては、どのようなカリキュラムマネジメントを想定しているのか。学校単位で違うのかもしれないんですけども、その辺のお話をお聞かせください。もしこれがキャリア教育の観点からももし、関係してくるのであれば、場合によっては市内企業との連携であったりとか、いろいろそういったことも想定されるのかなと思いますので、その辺ももしあれば、お話しいただきたいと思います。

3番目、プログラム教育の具体的な内容について、お知らせください。これは、先ほどの1番に少しかかわるのかなと思うんですけども、これもいろいろ調べたところによりますと、実際の教えて、教員がどのような形で子供に教えた方がいいのかという課題であったりとか、そのハード的なものであったりとか、いろいろそういう課題はあるという情報を目にしましたので、士別市においてはどのようなになっているか、お知らせください。

次、4番目になります。これまで士別市では、小学校、中学校の教職員による連携というのを行っていましたが、今度は小中高連携ということで、取り組むということで、東高校を想定されていると思うんですけども、具体的にはどのようなことをされて、どのような成果があるということを考えておられるのか、お知らせいただきたいと思います。

次に、指導主事を今回配置するというので、最終日ですか、議案も上がってきておりますが、この指導主事を配置することによって、どのような効果、成果が得られるのか。また、今回配置するというに決まったまでの協議過程などをちょっとお知らせいただきたいと思います。

次に、その職員の身分なんですけれども、どのような形での採用になるのか。また採用年数はどのようなになっているのか、お知らせください。そして、その採用者の期間が終わった場合、そのまま引き続き新たに別な人を採用する考えがあるのか、あわせてお知らせいただきたいと思います。

そして、給与についてなんですけれども、教職員在職時と同等額と書いてありますが、これは採用される方によって、また変わってくるものなのかどうなのか、考え方をお知らせください。そして、その指導主事の具体的な職務内容についてもあわせてお知らせください。

そして、指導主事の最後になりますけれども、学校教育全般にかかわるお仕事が想定されるんですけども、保護者ともどのようなかかわりがあるのか、その辺も考え方をお知らせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 須藤学校教育課長。

○学校教育課長（須藤友章君） 私から、GIGAスクール構想に関する環境整備の考え方についてお答えいたします。

文部科学省が示しておりますGIGAスクール構想は、児童・生徒一人に1台のコンピュー

ター端末を令和5年度までに、また高速大容量の通信ネットワークを令和2年度までに整備をするという内容でございます。整備に当たりましては、先ほど議員がおっしゃいました標準仕様書、また整備年次の計画的な案になります実現ロードマップというものがございます。これらを参考としながら整備をしていきたいと考えております。

また、通信ネットワークの部分でございますが、こちらにつきましては今年度、令和元年度に整備を終えました土別小学校、土別南小学校、土別中学校と土別南中学校以外の学校につきまして、普通教室、特別教室などで無線LANの整備などを考えております。また、児童一人1台の端末を整備するということから、それらの端末を保管し、また充電をするための電源キャビネット、これにつきまして、全校に設置をする予定でございます。

また、GIGAスクール構想、この辺につきましては、光回線での接続ということが想定されている仕組みでございます。現在のところ、光回線が通じていない学校につきましては、モバイル回線、LTE回線ですか、こちらの活用を検討するなどして、高速通信環境の整備に努めていきたいと考えております。

先ほど、議員がおっしゃいました機種等につきましては、まだ具体的なところまでは決定しておりません。今後のこの予算につきましては、内容等がわかり次第、補正予算で要求をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 藤田教育管理監。

○教育管理監（藤田泰昭君） 私からは、カリキュラムマネジメント、プログラミング教育、そして小中高連携について、お答え申し上げます。

まず、カリキュラムマネジメントですが、各学校が教育課程の編成・実施・評価・改善を計画的かつ組織的に進めて、教育の質を高めることをカリキュラムマネジメントと申します。新しい学習指導要領においては、教科横断的な視点で教育目標達成に必要な教育課程を編成すること。教育課程の実施状況の評価と改善。地域人材も含めた必要な人的・物的な体制の確保などが必要とされているところです。

現在、市内各学校においては、新しい学習指導要領実施に向けて、このカリキュラムマネジメントの考え方も踏まえながら教育課程の編成を進めているところであります。このたびの教育行政執行方針において、このカリキュラムマネジメントが進んでいる例として、自動車産業に関する学習を取り上げているところでありますが、学年に応じた学習や体験活動を行うことが、より学習内容に関する理解を深めることにつながっており、この取り組みはカリキュラムマネジメントが進んでいるものと言えます。

また農業学習ですが、これは作物の育て方だとか流通など、基幹産業である農業自体を学ぶということはもとより、国語という教科の中で発表をしたりだとか、それから、いろんなグラフを見たりして算数の計算をするだとか、それから日光の勉強をする理科だとか、それから調理する家庭科等、さまざまな教科を横断的にやっている。さらに、農業を学ぶということと言

うと、キャリア教育とも関連づけられるのではないかと考えております。

こういったような活動も、このカリキュラムマネジメントを進めていく上では適した活動であると考えているところで、現在取り組まれている活動の中でも、そういったような取り組みは進めているところであります。このような教科横断的で、かつ計画的、組織的な教科活動について、拡大をしていく方向で、調査・研究を進めていく予定であります。

また、議員のおっしゃる市内企業の協力を得た取り組みについては、主に中学2年生の総合的な学習時間等における職場見学、職場体験だったり、小学校中学年の社会科における地域の産業等を学ぶ学習について、いろいろお力添えをいただきながら進めているところではあります。

このように、企業や地域団体等の協力をいただきながら学校の教育活動を推進しているところではあります。現在、社会教育課で作成している職場見学、職場体験受け入れ一覧や体験活動プログラムを掲載した学びガイドの更新なども行い、よりこういった活動を充実させていければと考えているところであります。また、必要に応じて学校運営協議会からアイデアをいただきながら、地域の協力による教育活動のさらなる充実にも努めてまいりたいと考えております。

続きまして、プログラミング教育ですが、このプログラミングは中学校においては主に技術家庭科の技術分野において学習するものです。さらに小学校においては、今回の学習指導要領の改訂に伴い、このプログラミングというものを体験するというところになっていくところだと思います。この教育の狙いについては、一つがプログラミング的思考を育むということ。二つ目が、情報社会がコンピューター等の技術によって支えられていることに気づき、コンピューター等を活用して、身近な問題を解決しようとする態度を育むこと。そして、三つ目として、各教科等の学びを確実にする。主にこの3つが狙いとして挙げられます。

先ほど申し上げたプログラミング的思考という言葉なんですが、これは順序立てて考え、試行錯誤し、物事を解決する力と押さえているところでもあります。こういった力は、今後、パソコンやスマホなどの通信機器を、それに操られるのではなく、道具として使えるようになるなど、コンピューターを理解し、上手に活用する力を身につけることは、これからの社会を生きていく子供たちにとって、将来どのような職業につこうとも極めて重要なものであると考えております。

執行方針の中にあります子供たち一人一人が予測不能な未来社会を自律的に生きることができ、未来の担い手となり得る力を着実に身につけることにもつながってくるのではないかと考えているところであります。

次年度からは、具体的に市内全ての小学校で学習指導要領に例示されている活動に取り組むことにしています。具体的に言うと、5年生の算数で正多角形を書く。それと6年生の理科で、電気の利用について学ぶということは確実にやっていただき、そのほか各教科等、学校におけるさまざまな教育活動の中で、学校や子供たちの状況に応じて取り組んでいただくということになっております。

教育委員会としましては、昨年10月に先生方を対象にしたプログラミング教育の研修会を開催して理解を深めているところであります。今後、これらの取り組みに必要な教材を用意するとともに、文科省等が作成した手引や事例集、民間団体なども含めて、結構な量の事例が出ているところでありますので、そういったところを小学校に周知するほか、道教委や関係各所からの指導を仰ぎながら、このプログラミング教育を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、小中高の連携ですが、まず義務教育の9年間を見通した系統的な教育を行うことは、子供たちの能力や態度を養う上で意義があり、小中連携の教育活動は求められているところであります。本市においては、小規模校を中心とした小学校や中学校で、小学校の外国語指導を中学校の英語の先生が行ったり、合同で行事を開催したりするなど、さまざまな取り組みが展開されているところであります。

この中でも、上士別地区は、小学校と中学校がいわゆる同じ建物にあるものですから、特に小中連携が進んでいるところであります。これに東高を加えた3校による相互の授業乗り入れなどの小中高連携を実施することとしております。高等学校の先生の専門性に裏づけられた授業は、小中の先生方の授業改善にもつながるとともに、小学校とか中学校の先生が行う児童・生徒の状況だとか実態に応じたきめ細かな指導は、多様な実態のある東高の生徒の指導にも参考になるのではないかと考えております。

既に、この3学期に東高の先生が、上士別小学校、中学校で理科だとか体育などの指導を既に行われているところであります。令和2年度には、この相互乗り入れを中心とした活動により、子供たちが関心・意欲を持って学ぶことが楽しくなる教育活動を推進していくこととしており、現段階では、この乗り入れの授業を中心に取り組んでいくと考えております。

私からは以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 鴻野生涯学習部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君） 私からは、指導主事の配置についてということで申し上げたいと思います。指導主事は都道府県及び市町村の教育委員会に置かれる専門的職員で、教育公務員特例法上の専門的教職員に位置づけられているところであります。そこで、上川管内市町村においては、現在、旭川市、名寄市、東神楽町に配置をされておりました、令和2年度からは、本市が置く、そして富良野市も置く予定と伺っております。

この指導主事の役割などについてであります。学力、体力の向上、支援学習指導要領への対応、生徒指導など、諸課題の解決のためには、学校と教育委員会が目標を共有し、同じ方向を向いた教育活動を推進することが必要であります。このために、現在の学校現場の状況を熟知し、かつ学校教育に関する専門的事項についての経験と知識を有する現役の教員を指導主事として教育委員会に配置することで、計画的、組織的な取り組みを進めることとするということでございます。

次に、職員の身分、あるいは採用される年数等についてでございます。まず、身分としましては、今回、指導主事については、道教委から本市へ変わるということになるかと思っております。

そこで、指導主事の職務についてであります。本市職員の給与に関する条例の別表第2に定める等級別基準職務表の職務の級、3級から4級に相当するものと想定しております。これは、具体的には係長または副長職を想定しております。

続いて、採用の年数ということですが、先ほど申しあげましたように、指導主事の身分は、これは本市に移るわけでございます。しかし、道教委との協議の中での採用ということもありますので、道教委のルールということも勘案しながら、現段階ではその期間については2年を基本とし、さらに1年の延長もあると。こんなような想定をしております。

今回、初めての指導主事配置という措置でありますけれども、我々、教育委員会としましては、その後も継続していきたいと考えております。

続きまして、給与等についてでございます。指導主事の給与につきましては、北海道学校職員の給与に関する条例等に規定する内容によって、その給与表を準用して本市が支給をすることを考えているところでございます。この指導主事に関しては、教職員としての在職時と同程度ということで想定をしていることがありますから、先ほど申しあげましたように、道教委との関係で次、例えば人物が変わった場合も、またその人物に合わせた金額ということで想定をしております。

次に、この指導主事の具体的な職務内容についてでございます。主なものとして、7点ほど申し上げたいと思います。

まず1点目ですが、新学習指導要領や各学校の研究活動への対応など、教育課程や学習活動についての指導、助言を行うこと。

2つ目として、授業改善チームや体育専科教員など、道教委の指定授業のほか、部活動や特別支援教育の環境整備など、学校の教育活動への指導、助言を行う。

3つ目として、教職員対象の研修会の企画や運営。

4つ目として、上川教育局など関係機関との連絡調整。

5つ目として、不登校、いじめ、非行事案など、生徒指導に関する対応。

6つ目として、児童・生徒、保護者などからの教育相談への対応。

最後に、そのほか学校教育全般にわたってということになっております。

これは、指導主事においては現場に出向く機会を多くして、子供たちや学校に寄り添った教育行政の推進を目指すということでございます。

最後に、保護者とのかかわりもあるのかということですが、これは今まで申しあげましたとおり、不登校、いじめなど生徒指導事案への指導、助言や教育相談の業務もございませうから、必要に応じて保護者対応も行うということでございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 渡辺議員。

○9番（渡辺英次君） 1点だけ再質問させていただきます。

先ほど、GIGAスクールの関係で端末の今後の整備についてお話しいただきました。それ

で、具体的なその端末の機種に関しては、現段階ではちょっと未定だというお話があったんですけども、ちょっと気になったのでお伺いしたいのですけれども、現段階で整備されている今多分パソコンだと思うのですけれどももあります。それも、例えば今いる実生徒数・児童数に換算されて、足りない分だけ補強するのか、もしくは、あわせて全部整備するのか。要は、そこでちょっと何というんですか、差が出ます。その辺はどのようにお考えなのかお知らせください。

○議長（松ヶ平哲幸君） 須藤課長。

○学校教育課長（須藤友章君） お答えいたします。

今回、GIGAスクール構想につきましては、1人1台のコンピューター端末ということになりますが、これまで既に整備をしてきたもの、これまではパソコン教室にデスクトップの形のものが多いのですが、整備を行ってまいりました。今年度、昨年度と整備をいたしました士別中学校、士別南中学校では、単純なデスクトップではなく、タブレットにも使える形のパソコンを整備しております。その2校に整備したものとしましては、台数のうちに含めて、それぞれ児童・生徒に使っていただくような想定で考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で、渡辺議員の質疑を終了いたします。

まだ大綱質疑が続いておりますが、ここで午後3時まで休憩いたします。

(午後 2時50分休憩)

(午後 3時00分再開)

○議長（松ヶ平哲幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

大綱質疑を続行いたします。

11番 国忠崇史議員。

○11番（国忠崇史君） 大綱質疑をいたします。

きのうの議会運営委員会でマスク着用して質問してもいいということになりましたので、迷ったんですけども、前の3人の方がマスク外していたので、いや、私も外そうかなと思ったのですけれども、1つは私が若いので飛沫物も多いのではないかとということで、マスクをつけたまま失礼いたします。

大綱質疑の内容ですが、第一のテーマは、地域公共交通網の再構築に向けてと題して質問いたします。

まず、ちょっと1回話したことがございますけれども、市役所の新庁舎建設、約2年弱、準備期間も含めてかかったわけですけども、その間、市の広報、広報しべつでは、何度となく来庁者用駐車場が不足しておりますという告知をされていたんです。もちろん、そういう告知

をすることは大事だと思うんですが、その一方で、なるべくその公共の路線バスを使って来庁してくださいという広報は、私の見た限りではただの一度もありませんでした。まず、そのことに私からは遺憾の意を表明したいと思います。

それで、質問に入りますが1点目。去年の3月、ちょうど1年前に士別市地域公共交通網形成計画が策定されました。それで、これ策定されたばかりでこういうことを言うのも何なんですけれども、上川北部の交通をめぐる情勢が、この策定後にかかなり変化していると思うのです。中でも、JR北海道がいよいよ宗谷本線の53駅中、29駅の無人駅の大量廃止に向けて動き出した。これが1つです。

それから、路線バスの運転手がとても不足している。それを原因に、旭川市内の旭川電気軌道の路線バスが大量に減便になった。この運転手不足は、本市にも、やがて波及することは非常に明らかだと思います。こういった鉄道や路線バスについての情勢変化が起きていると思います。

午前中、ちょっと話変わりますけれども、地方創生の計画について、やはりPDCAなんだということを、かなり論議もされていましてけれども、この公共交通網の形成計画についても、確かにプラン、こういう計画をつくることはとても大事なんですけれども、ただ、プランをつくる上で、計画の前提がすごく変わっていると思うんです。やはり、今の世の中変化がすごく早い。今の新型コロナウイルスの対策に至っては、変化どころか、もう日々見ていないとどんどん、どんどん政府の話も変わってくるんですけれども、それと同様に、この交通情勢というものも、非常にこの1年間で動いたと思うんです。そこら辺、市としては、この計画策定後の情勢変化についての認識をまず1つ目に伺いたいと思います。

2番目は、具体的にこの無人駅についてお話ししたいと思います。この下士別駅、JRの下士別駅の廃止について、JR北海道から打診があったと思います。そして、当然ですけども、下士別、武徳地区などの地元住民への説明の機会など、どんなふうに設けたか、一連の経緯を時系列で示していただきたいと思います。

それで3点目ですが、この下士別駅の問題、私たち市議会が1月30日に行った意見交換会、場所は市民文化センターですけども、ここで行った意見交換会では、こういう意見が出ました。旭川行きの始発列車が、もし下士別にとまっていれば、高校生など、数人の乗降はあるはずでないかという意見がございました。この始発列車、名寄駅を5時50分に出て、士別駅発が6時13分。だから、多寄と士別の間はとまらないんです。6時13分に士別を出て、旭川駅着が7時34分。ですから、旭川市内の高校に通う生徒さんなんかは、この始発によく乗っているんです。これが、もし下士別にとまれば、乗降ゼロということはないのではないかという御意見が出ていました。確かに、下士別駅、大体4往復ですか。1日4往復程度しかとまらないということもあって、乗降調査したら、乗りおりする人が少ないのは事実だと思います。しかし、やはり最低限、JR北海道側には、この始発がとまれば下士別駅の利用もあるのではないかと、これは、JR北海道にも伝えておく必要があると思うんです。そういった話は、ちゃんと

J Rに対してしているのかどうか、お伺いします。

4番目、無人駅の維持経費についてです。本市には、無人駅が3つ。北から瑞穂、多寄、下士別とございますけれども、この無人駅の維持経費、草刈りだとか、除雪だとか、そういった作業の負担区分について、これから変更がある見通しか、あるいは現在の負担区分とこれからの負担区分について、違いがあれば、お知らせください。

5番目はバスに移ります。多寄地区の路線バスについてなんですが、以前からある中多寄線の路線変更となるのかどうか。そして、この中多寄線をいじるというか、路線を変更するというのは初めてのことなのかどうかお伺いします。

また、日向温泉に停車する場合に、日向温泉で乗ったり、おりたりした場合の運賃無料という制度は、継続されるのかどうかもお伺いします。

6番目、この多寄地区の新しいバス路線ですが、今、閉校する多寄中学校の生徒、多寄中学校に通うはずだった生徒が、今度、士別中学校に通うので、このバスに乗ることになるわけですが、教育費からの運行補助はどのくらいの金額になるか、お知らせください。

次、7点目です。以前から、本市のすぐれたところというか、私が高く評価している部分は、学校が閉校になったからといって、その児童・生徒専用のスクールバスではなくて、一般乗客が乗る路線バスに子供たちを混乗させると。温根別だとか、それから去年の西小学校だとか閉校になった後に、スクールバスではなくて、一般の路線バスに子供も乗せるという方式をとっています。この方法は、どこの過疎地にも通用する話だと思うのです。学校の統廃合、士別市だけでなく、いろんなまちであります。それから、少子過疎化、これも同じですが、それとか、ですから、もうバス自体を廃止してしまおうというまちも多いと思うんですが、ちょっとこれを解決するには一つの妙案であると思うんです、本市のやり方は。なので、他の市町村が本市の方式を参考にしている事例はないかどうかもお聞きする次第です。

この点の最後から2番目ですが、敬老バス乗車証について、私は、これICカード化する必要があるのではないかと持論を持っています。それは、以前、村上議員が乗車証と100円の回数券と現物を持って来られて、皆さんに見せながら質問されていましたが、私も実際バスの乗りおりのときに見たら、やはり100円玉を取り出すのに時間がかかるおじいちゃん、おばあちゃんがいる。そのときに片手を離さなければいけなくて、バランスがとれなくなるおじいちゃん、おばあちゃんがいるというのを見ていたら、やはり迅速に料金の収受というのをする必要があると。ですから、そういう意味でもICカード化すると非常に便利になると。

それから、もう一つ、本市ではいろいろこの公共交通網形成計画をつくるに当たってもアンケートをしているんです。高校生だけのアンケートだとか、一般的な利用者のニーズ把握調査だとかもしているんですけれども、アンケートよりもさらに正確なデータがとれるということです。誰が、どういった年齢層の人が、いつ、どこで乗ってどこでおりたかというのがデータで入ってくるということで、このICカード化は非常に便利、データを集めるに当たっても、またニーズに沿った路線変更などを迅速に行う意味でも、ICカード化は必要ではないかと思

います。

それで、道北バスは、既にD oカードとか、A s a c a、旭川電気軌道はA s a c aというんですけれども、そういったI Cカードを発行していますし、またいろいろと調べてみると、道東の釧路バス、阿寒バス、十勝バス、この3社はイオングループの電子マネーであるW A O Nで、バス運賃を払えるように最近なったということです。本市には、イオンのスーパーがありますけれども、名寄市に大きいイオンがあります。そういったところだとか、あとはバス協会なども巻き込んで、I Cカード対応化に舵をとるべきではないかと思えます。ちなみに国土交通省では、5年前の2015年2月に交通政策基本計画を出して、その中で路線バスの中での運賃のI Cカードでの支払いを促進するとしております。このI Cカード化について、市の見解を伺います。

最後に、公共交通網形成計画を見ると、この士別市のバスやタクシー関係の補助金、助成金は、この8年間で約1,000万円増加していると。2009年度が大体9,000万円だったのが、2017年度で9,700万円ということです。その前の2016年度は、9,984万円ということで、ほぼ1億円です。それでこの1億円というのを何かの目標というか、1億円は上回らないようにするだとか、昔の防衛費はG N Pの1%とか何かありましたけれども、そういう枠として、ちょっと考えていくのかどうか。あるいは、目安としてバスやタクシーの助成金、補助金の総額を1億円前後と維持していくようなそういった考えはあるのかどうか、最後にお聞きしておきます。

この件での質問は、以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 瀧上創生戦略課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） 私から、まず形成計画策定時からの情勢変化と、多寄地区のバス路線のあり方について御答弁申し上げます。

公共交通をめぐる上川管内の情勢は、先ほど国忠議員からお話のように旭川のほうでは減便になったりですとか、道南でも同じように減便になるような状況があることは承知しております。本市の状況なんですが、これ事業者のほうにも確認したところ、今、現段階では運転手に不足はしていないという状況にありまして、当面は市内循環線、それから郊外線など、市内バスに関する影響はないものと推測しているところです。

次に、多寄地区のバス路線のあり方ですが、多寄地区、今年度4月から多寄中学校の閉校に伴いまして、東側と西側、スクール線を走らせるということでありまして。こういった大きな路線変更というのは、これまではなかったというものであります。

日向温泉のバス、この部分に関しては、この日向温泉のバス路線の無料というのは、これは日向温泉の利用促進、こちらを目的としているものでありまして、新年度、来年度については無料を継続するという考えであります。

それから、教育費からのこのスクールバスの運行補助の額なんですけれども、予算ベースで566万4,000円ということでありまして。

先ほどもお話ありましたスクールバスと一般の方の混乗の部分ですが、これまで上士別とか

では来ているんですけども、他市町村とかからも、私どもにどういふふうにやったのですとか、そういったような問い合わせは、今のところないような状況にあります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大橋企画課長。

○企画課長（大橋雅民君） 私のほうから、JR下士別駅の存続問題についてお答えさせていただきます。

まず、JR北海道から下士別駅廃止の提案の経過についてです。平成30年の4月に宗谷本線活性化推進協議会において、JR北海道から地域へ利用が少ない無人駅、3人以下の無人駅について、廃止の検討を進めたいと提案がありました。推進協議会としては、宗谷線の存続が最大の目標であることから、沿線自治体で情報共有、連携を図りながら対応することで合意したところであります。

同じく30年の5月には、JR北海道の職員の方が来市しまして、駅のあり方について協議したい旨の相談があったところです。具体的には、そのとき策定を進めていたアクションプランに3人以下の無人駅の利用の少ない駅について、市町村と協議したいという旨のことを盛り込みたいということの提案があったところです。

昨年、平成31年4月には、JR北海道が長期経営ビジョンと中期経営計画、また利用促進と経営節減を目的とした協議会と連携して策定した宗谷線のアクションプランを公表しました。このプランでは、利用の少ない駅の廃止、または自治体による維持管理について、自治体との協議が明記されております。

また、第1期集中改革期間、平成31年と令和2年になるんですけども、この期間で実施するといったようなプランになっております。

昨年10月にはJRの職員がまた来市されまして、令和3年3月以降の駅の存続について説明がございました。宗谷線では、53駅中、下士別駅を含む29駅を廃止協議の対象駅ということで示されたところであります。このことを受けまして、昨年12月15日と、ことし1月12日に下士別自治会のほうにお邪魔をして、意見交換を行ってきているところです。12月15日は、自治会の総会のときにJRの職員とお邪魔をして意見交換。1月12日は、私ども市の担当者と意見交換を行いました。この2回の意見交換では、JRの経営状況などを説明する中で、地域では乗降者もないことや増加の見込みがないこと。自治会が現在行っている除雪や清掃など、駅の環境整備について、将来にわたって維持できるか不安、それから負担などの確認を得ました。こうした理由から、下士別駅の廃止はやむを得ないという意見でまとまったところであります。

一方で、自治会からは国道40号の交通量が増えていることから、士別、剣淵、名寄間の高規格道路早期完成を望む声。また、バス路線を充実してほしいとの要望があったところであります。市では、下士別自治会における協議結果を参考として、士別市による自治体による下士別駅の維持・存続は難しいと方針を決定したところであります。2月17日には、この市の方針について、下士別自治会の三役の方に説明をして、また住民周知について協力を依頼したところ

であります。

また、武徳自治会長にも下士別自治会での意見交換の結果ですとか、市の方針をお伝えしているところでもあります。

次に、停車の増便に関するＪＲとの話し合いについてです。平成30年11月に宗谷本線活性化協議会において、利用促進策の一つとしてまとめた、さらに利用されるダイヤの構築研究をＪＲ北海道へ提案しています。本市からは、これまで実施した利用調査に基づきまして、先ほど、国忠議員がおっしゃっていたダイヤの改善を要望したところでもあります。

ただ、ＪＲからは車両の保有台数の問題、それから北海道全体でのダイヤ調整が必要だという回答で、継続協議として、今後のダイヤ改正の参考にするといったような回答が、この時点ではあったところでもあります。

あと、負担区分についてです。ＪＲからは、自治体による維持管理を行う場合は、年間でおおむね約80万円の負担となる説明がありました。定例でかかる費用としては、ホームの巡回や除雪、除草、清掃、これは自治体でも可能な作業ということになります。

また、ＪＲに委託をして行う作業というのがありまして、ホームの下の除雪、それから駅設備の検査、そういったものをＪＲの技術管理の部分でやらなければならないということもあって、これもＪＲに委託するといったことです。また、臨時的にかかる費用もあるということで、これはホームの修繕費などが挙げられます。総額で、年間約80万円がかかるといった説明があったところです。

私からは、以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 私から、敬老バスのＩＣカード化、それから公共交通にかかる事業費、1億円についてお答えいたします。

ＩＣカードの導入につきましては、敬老バスに限らず利用者にとって運賃収受の迅速化ですとか、利用状況の把握、事務の省略など、利便性の向上を図られるものと認識しております。

こういった検討に当たっては、やはり新しい技術を今後どのように活用していくかという、その幅広い視点での検討が必要だろうと考えておりまして、例えば今の動きの中では、列車とバスの乗り継ぎ、それから、その決済も合わせてできるようなシステムというのが、地域連携ＩＣカードという名称で、その構築に向けた研究が進められているということもお聞きしておりますし、やはり将来に向けた活用の幅広い用途、こういったものも、費用対効果という面からも交通事業者の御意見をきちんと連携とりながら、検討を進めていく必要があるだろうと考えております。

また、公共交通、地域交通の維持に向けた現状での事業規模1億円についてですが、今の段階で、この1億円を枠とするとか、基準とするというところではございませんが、限られた財源を有効に活用するという観点から申し上げれば、次世代のモビリティサービスということを考えていきますと、公共交通の手段を一つのサービスとして位置づけるような予約ですとか、

決済システムというのは、近い将来、いろんな地域に広がっていきたくて考えておりますので、そういった意味では、今メーカーですとか、IT企業を含めて、そういった部分での新しいサービスの開発に向けたいろんな取り組みが進められていると。我々もそういった部分で、地域の実情をそこの中に反映できるような、そういう取り組みといいますか、一体的な協議を進めていきたいと考えておまして、こういう新しい技術を活用するということになると、もちろん、その利用するほうのいろんな環境整備といいますか、そういった部分というのも必要になると思いますので、そういった部分もあわせて研究を進めていきたいという考えであります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） 一応、2つ聞きたいと思います。

下士別駅についてなんですけれども、今後の市の動きとして、宗谷本線活性化協議会に、市の方針を伝えると、代表者会議にプリントも出ていましたので、ちょっと見せてもらいましたけれども、宗谷本線活性化協議会に下士別駅の廃止はオーケーだということで伝えるということなんですけれども、沿線での無人駅廃止問題、一致団結して、その何というか、態度をはっきりさせて、そして沿線としては一致団結して、JRに向かう方法がいいと思うんです。やはり足並みが乱れるというのはよくないと思うんですよ。なくすことに反対しないという意味では別にいいんでしょうけれども、例えば無人駅を幌延町なんかは、もう無人駅を売り物にして、無人駅ツアーなんてやったり、いろいろしている。

それで、和寒は、例えば塩狩駅、JRとしては廃止したいようだけれども、町としては、やはりあそこは三浦綾子関係の文学的な価値もあるということで、塩狩駅を残したいと。剣淵町は、北剣淵の駅と東六線と無人駅を抱えていますけれども、6日の金曜日に、町議会の一般質問でその話が出ますので、どんな答弁になるかと思うんですけれども、とにかく、この稚内から旭川までの路線、これができて、この沿線は発展してきたわけであって、町が先にあって、鉄道が後にできたわけではないんです。だから、そういう経緯を踏まえたら、下士別駅の廃止は廃止でしょうがないのかもしれないですけれども、やはり、まず沿線の市町村としっかり協力して、市としての態度というのを詰めてほしいなど、一つ要望がてら思いますので、この点コメントいただけたらと思います。

それからICカード化についてですけれども、私、このバス会社にも補助金を出して、なおかつ乗る側の人にも敬老乗車証とか、小・中学生のバス半額とか乗るほうの運賃にも助成金を出して、それで年間、約1億円使っていると。この状況、20年続かないと思うんですよ。やはり、もう10年ぐらいしたら、いや、これもたないぞという話に絶対なってくると思うんです。だから、その前にちゃんとICカード化に投資できる余裕があるときに、しっかりお金を出して、もうICカード化してしまう。そして、アンケートとかを時間かけてやらなくても、もうデータがとれると、早目に変えておかないと、これ5年後、10年後に動くといっても動けない

と思うんです。もう財政の余裕もない。バス路線の余裕もないということで。今のうちに年間1億円の枠は何かあるんだから、そこで、ICカード化に向けて決断して投資しないといけないんじゃないかと。市税は、LINE payで払えますと、4月からなるんですけども、なんか、市税を払うのにジャラジャラ出して、おじいちゃん、おばあちゃんが、いや、もう時間がかかって大変だという。3分ぐらいかかっても、そんな問題ないんですけども、バスの乗りおりで、やはり3分、5分かけたくないですから、そういう迅速化という意味でもICカード化、ぜひ投資できるうちにやってほしいと思うんですが、もう一度コメントいただけたらと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） ICカードの導入について、私のほうからお答えいたします。

こういった導入に向けた費用の推計で申し上げますと、ICカードの難しいところは、その設置費用の中で、車ごとに初度設備費がかかるということで、例えば1台当たり百数十万円で、十数台ということになると、1億円とは言わなくても、近いような数字も単純計算すると出てしまうということがあります。これを有効に活用するという観点から言うと、例えば今ですと低コストで言えば、QRコードや何かで決済するというのは可能だと、事例もあるとお聞きしておりますが、いわゆる今後のMaaSと言われるような地域交通の一体化ということを見ると、やはり、その予約の段階からもう一緒に考えていかないと、その利用者の利便だとか、そういった可能性が広がりにくいということがあると思います。

そうすると、その利用者側のいろんな環境整備という面で申し上げたのは、例えばスマートフォンであれば、そこら辺は一体的にやりやすいんですけども、では、それを構築するために使い勝手ですとか、その環境整備というのは、いきなりはちょっとなかなか難しいと。そういう意味では、やはり利用するほうのその環境整備も含めた先進事例見ると、そういったところから、やはり取り組んでいく必要があるだろうと思っておりますので、これは、議員おっしゃるとおり、なかなかすぐという現段階ではならないんですけども、そういう長期的に見た効果的な投資ということを見ると、そこら辺も視野に入れて、事業者なり地域で考えていく課題だなと受けとめています。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大橋課長。

○企画課長（大橋雅民君） 宗谷本線の駅の廃止について答弁させていただきます。

これまで宗谷本線の活性化推進協議会の幹事会、課長職が中心となっている幹事会なんですけれども、そこで情報交換をしながら対応に当たってきました。各市町村とも非常に対応に苦慮してしまして、将来を見通してというんでしょうか。そういった部分も含めて検討しているといったような声が多く聞こえてきたところでもあります。

最終結果については、私ちょっと把握はしていないんですけども、かなり悩んでいたというところの一つには、先ほど、国忠議員がおっしゃっていた和寒町の塩狩峠、それから名寄市

の日進なんかの駅も、かなり今後の取り扱いについて苦労していたところです。そういったことから、足並みがそろるのが一番望ましい姿なのかもしれませんが、全部が足並みをそろえて29駅廃止になるといった方向には、今のところならないんじゃないかという想定をしています。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） 2つ目のテーマは、ジェンダー平等の達成に向けた施策についてお伺いしたいと思います。

このジェンダー平等というのは、持続可能な開発目標SDGsの17目標の一つになっております。具体的に言いますと、17のうち5番目に書いています、ジェンダー平等を実現しよう。ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女兒、女の子です。女性と女兒のエンパワーメントを図る。力をつけると、エンパワーメントを図るということです。ジェンダーとよく言いますが、ちなみに解説しておきますと、いわゆる生物学的な性別のことではないです、ジェンダーというのは、社会的、文化的につくられる性別のこと。例えば料理は女性がやるものだぞとか、男は家庭内のことでなく、外に働きに行くべきだとか、そういったいわゆる型にはめられた性別のことをジェンダーと言います。ですから、そういうジェンダーへの先入観を排して、ジェンダーの平等を実現しようというのが、このSDGsの一つの目標になっています。

そこでお聞きしますが、男女平等参画についての新年度の取り組みは、どのようなものを予定しているかということをお聞きいたします。

次に、同性パートナーシップ制度というのがあります。例えば最初は東京都の渋谷区から始まった。そして、道内では札幌市と同じように同性でも一種、財産権なんかも結婚と同様に扱う同性パートナーシップ制度ができた。婚姻届を出すわけじゃないですけども、この2人は同じ性別ではあるけれども、結婚と同じように相続だとか、財産分与だとかするときパートナーと認めるということです。それで、この同性パートナーシップ制度について、本市でのこの制度の研究状況についてお聞かせいただきたいと思っております。

最後に、いわゆる性的少数者LGBT、Lはレズビアン、Gはゲイ、Bはバイセクシャル、Tはトランスジェンダーとされています。LGBTへの理解を進める啓発や教育などをどの程度進める考えか、お聞きいたしたいと思っております。

この問題、都会だと当事者がかなり名乗り出て発言していただけることもあると思うんですが、なかなか小さいまちでは当事者が名乗り出て、こういう施策が欲しいと提言するのは、なかなか難しい面もありますけれども、ただ、いろいろ本市の施策を見ていると、農村の婚活事業とあります。グリーンパートナー制度ですか。ああいうグリーンパートナー事業のように、必ず男女がくっつくように婚活事業をすると、それはそれでいいんですけども、性的多数派向けの施策ばかりじゃなくて、性的少数者でも住みやすいまちにしていくことも大事なんじゃないかと。そういう人はむしろ、士別市は、結構そういうLGBTへの理解もあるんだなとい

うことで、極端な話、移住してくるということもないわけではないと思いますので、そういった少数者でも住みやすい士別市にするという意味でのLGBTへの施策というのは、どの程度考えていらっしゃるか、この場をかりてお聞きいたしたいと思います。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大橋課長。

○企画課長（大橋雅民君） 私から、新年度の取り組みと、同性パートナーシップ制度の研究状況についてお答えさせていただきます。

まず、男女共同参画の新年度の取り組みについてです。全部が継続事業になっています。広報誌による啓発、それから男女共同参画週間などの取り組み、それから学びと暮らしのフェスティバルへの出店、託児サービスの実施といったような予算計上になっております。同性パートナーシップ制度の研究状況についてでありますけれども、私ども企画課も含めて、市民から戸籍や住民票を交付する市民課などへの相談は、今のところないということになっています。同制度については、事業内容の情報収集を中心に現在行っているところです。

また、LGBTの理解促進などを目的に、札幌市で開催されています札幌レインボープライドの公式ガイドブックには、市長のメッセージを寄稿させていただいております、一人一人の多様性を尊重し合える社会の実現を目指しているところでもあります。

今後におきましては、市民から相談があった場合に対応できるように、国からの指針ですとか、他市、自治体の取り組みなどを把握していこうと考えているところです。

私からは以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 私から、LGBTへの理解を進めるための施策の考え方についてですが、本市におきましては、第3期士別市男女共同参画行動計画の中におきまして、基本方針として、LGBTの生き方を尊重していくという考え方のもとに、性的指向ですとか、性同一性障害、こういったものに対する偏見をなくすような取り組み。多様な性に対する理解と配慮の促進ということをうたっております。

ただ、実際にここにきちんとターゲットを絞った施策が積極的に展開されているというところには至ってはいないんですが、今後の考え方としては、御提言にありましたように、そういった住みやすいまちの中には、例えば直接的に移住施策ということではなくても、そういった環境を整えることによって、いわゆる多様性を認め合う社会、こういったものにつながっていくという効果もあろうかと思えます。そういう意味では、そういうのを理解を助けるための施策という意味では、やはり国忠議員お話があったような、そういう啓発というの、具体的に我々としても今後取り組んでいくと。あわせて、この地域で、なかなかその市民団体の動きというのが見えるわけではないんですけれども、こういった分野というのは、やはり市民活動などを通じた意味でのその広がりというのも期待ができる分野だと思いますので、そういった点も踏まえたこの取り組みを考えていきたいという考えであります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） 次の質問に行きます。

最後のテーマです。学校教職員の労働条件について、取り上げたいと思います。今回、教育行政執行方針の中に、いろいろこの公共職員の働き方について盛り込まれていましたので、それに寄せて3つほど質問いたします。

1つ目は、教職員の客観的な勤務時間の把握というのは、どの程度できているのかを聞きたいと思います。私、この問題、六、七年前ぐらいから取り組んでいますけれども、なかなか学校の先生というのは、タイムカードもなく、出勤簿にハンコを押すみたいなきっかけだったので、以前、会計検査院が来て、何というか、学校の先生、夏休み中とか、定時刻より早く上がっているんじゃないかみたいな会計検査院が調査しに来て、それで機械警備が解除された時間はいつかとか、何かそんなことを調べていったようで、そのときにも各教職員の先生方の具体的な出勤時刻と退勤時刻は把握されていなかったんです。今回、執行方針の中で客観的な勤務時間を把握するということがあったんですけれども、これがどの程度できているのか。また、今後どうしていくのかについてお答え願います。

それで2つ目です。同じく執行方針の中に教職員の意識改革とあったんですけれども、なかなかどういう意識改革についてなのかは執行方針に書いていなかったけれども、学校の先生というのは、やはり児童・生徒の生活24時間365日に責任を持つべきだみたいに御本人たちが考えていらっしゃる部分もあるし、地域とか保護者もそれを求めてきたという歴史というか、経緯があると思うんです。やはり放課後だとか夜中に、今、あまり非行少年って少ないですけれども、子供が問題を起こしたら親じゃなくて学校の先生が夜中に飛んでいかなきゃならないみたいな、やはり風潮があったということです。

だから、私が思うには、これは教職員の意識改革と方針に書いてあるけれども、本当は意識を変える必要があるのは保護者とか、地域住民なんじゃないかと。例えば今は春休みなんだから、これ学校の先生の責任じゃなくて、やはり保護者が責任を持つべきじゃないかと意識を変える必要があるということをお願いしたいと思いますが、この点について、市の見解をお願いします。

それで、3点目です。同じく執行方針に中体連改革という5文字が入っていました。これ部活のいわゆる部活動の加熱問題を言っているのかなと一つは思ったんですが、いろいろ見ると、いわゆる拠点校方式で部活動を維持してきたということとも関係すると思います。ここでは、ちょっと、いわゆる加熱問題ということを取り上げたいと思うんですが、学校が完全週5日制になったのは、18年前、2002年に完全に土曜日が学校、授業なくなったんです。その後、どんな論議をしていたのか思い出すと、子供たちが土曜日に暇になると。だから、いろんな活動を入れてあげなきゃならないということで、全くの善意で、いろんな企業だとか、またこういう自治体も何々杯、市長杯とかもありますけれども、あと何とか新聞杯だとか、いろんな部

活の種目ごとに何とか杯というのが乱立したんです。昔、私がまだ中学生のころですと、中学校のとき、卓球部でしたけれども、中体連の本大会と新人戦と、あと市内の卓球のリーダー的な方の今井杯というのがありましたけれども、それぐらいだったんですけれども。今、非常に何々杯、何々杯というのが入ってきて、やはり、その月に1回ぐらいあるその何々杯に向けて、やはり勝つということを目標にしてしまって、やはり勝つことが目標ですから、部活の指導にも熱が入って、土曜日、日曜日に大会がありますから、そこに、やはり教職員がぴったりつかなきやならないとして、平日も学校の中学校の先生、部活で遅くまで残り、土日も大会で先生も時間を使わなきやならないということになって、それで、特に中学校の先生の過密労働というのが改善しないで続いてきたんじゃないかと私は分析しているんですが、ここでいう中体連改革というのは、そこら辺の改革も含むのか、あるいは、拠点校でも参加できるようにするとか、そういうふうなことを意味しているのか、ちょっとこの中体連改革ということについて、詳しく答弁いただきたいと思います。

それで、最後にこの執行方針には書いていなかったことを一つ取り上げますが、今学校の先生について、年単位の変形労働時間制を入れるとか、入れないとかと対応をするとかという話がありますが、ちょっとこの変形労働時間制というのは、どんなふうなものとして想定されているのか、市の今のところの考え方をお知らせください。お願いします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大留教育事務管理監。

○教育事務管理監（大留義幸君） お答えいたします。

初めに、客観的な勤務時間の把握は、どの程度できているのかということでありまして、市内の小・中学校におきましては、現在、全校で出退勤時間の管理を行っております。そのうち土別小学校につきましては、指紋認証によるシステムで管理を行っております。そのほかの学校につきましては、パソコンで出退勤時間の管理が可能となっておりますフリーソフトを用いております。

続きまして、教職員の意識改革についてであります。これまで常態的となっておりました学校教職員の長時間勤務の解消などを図るために、本市の働き方改革推進プランに基づきまして、校務の効率的な実施に向けての校務支援システムの導入ですとか、先ほども言いましたけれども、客観的な勤務時間を把握することなどで、教職員の健康、それから児童・生徒とのコミュニケーションの時間を増やしていくということを図っていきたいと考えております。この働き方改革を進めていく上に当たりましては、保護者の方々、それから地域住民の方々の協力が絶対必要でございますので、各地域に設置をしております学校運営協議会を初めとしまして、そういった方々の御理解と御協力を得ていきながら、今後も学校運営を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 藤田教育管理監。

○教育管理監（藤田泰昭君） 部活動に関しまして、私のほうからお答えさせていただきます。

本市の教育行政執行方針における中体連改革というのは、まず一つが合同チーム編成の条件を緩和するということが一つ。それと、所属する学校に希望する部活動がない場合に、ほかの学校の部活に入った場合、それを市が認めたときに単独として扱ってもらえないかということの取り扱い。それと、議員おっしゃっているような各種大会の開催方法の見直しということについても、この改革の中に挙げているところではあります。

現在、部活動指導員と地域の指導者の確保が難しく、やはり加えて教職員の働き方改革を進めていかなければならない中、学校単独でこれまでどおりの部活動を維持することが困難な状況であるのは、これは本市だけの問題ではありません。本市では、今年度から拠点校部活動を試行しているところであり、この仕組みが定着するためには、先ほど申し上げた合同チームの要件等を緩和していただくことが必要であると考えております。

8月に道の中体連から調査がありまして、市教委として、その緩和についての意見を提出したところではありますが、残念ながら、この規定の変更というのはありませんでした。この改革に向けて管内はもとより、全道の教育長会と連携しながら中体連の改革を求めてまいりたいと考えております。

また、部活動の実態については、昨年9月と、ことし2月の調査で本市の全ての中学校において、道の方針だとか、市のガイドラインで示した平日1日、土日1日以上以上の休養日を設定しており、これは全ての部活動で実施できているという回答をいただいております。

さらに、一回の活動時間も平日2時間、休業日3時間と設定されており、これもガイドラインに沿った時間で実施されていると回答をいただいております。各種大会においては、スポーツ庁の部活動ガイドラインでは、学校単位で参加する等の見通しを持つこと。そして、道の方針において、道教委が中体連や中部連等に大会やコンクールの見直しを要請するとしております。

また、市のガイドラインにおいても、週末等に開催されるさまざまな大会に参加することにより、生徒や顧問の過度な負担とならないよう大会等の統廃合や簡素化などについて、主催者や競技団体等に要請すると記載がございますので、これを進めてまいりたいと考えております。

中学校の学習指導要領には、部活動はスポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、学校教育が目指す能力の育成に資するものとされております。土別市内の多くの顧問の先生方は、このことを踏まえ、勝つということは一つの目標ではありますが、あくまでも部活動を通して連帯感だとか、努力することだとか、コミュニケーション能力など、人間的な成長ということを目的にして、生徒たちと向き合っているところでもあります。教育委員会としましても、この部活動を通して、生徒が人間的な成長を図ることができるよう環境を整えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大留管理監。

○教育事務管理監（大留義幸君） 続きまして、年単位の変形労働時間制につきまして、御説明を

させていただきます。

この変形労働時間制につきましては、年単位での勤務時間調整を可能とする制度でありまして、繁忙期の所定労働時間を増やすかわりに、夏休み期間など長期休業期間中に連続した休暇取得を可能にすることを目的に導入しようとするものであります。

具体的には、労働基準法第32条の4で、1カ月を超え、1年以内の対象期間を平均して、1週間当たりの労働時間が40時間を超えない範囲において、1週間40時間または1日8時間を超えて労働させることができるとなっておりますが、この条文につきましては、現在地方公務員には適用されないものとなっておりますけれども、今回その制度改正で適用をできるようにするものとなっております。この国の改正法が昨年成立いたしましたけれども、それを受けまして、令和2年度内に道の条例が制定される予定となっております。市でも規則の整備を行いまして、令和3年4月からの試行を予定しているところであります。

また、修学旅行の引率業務等に従事した場合に、この日の属する週を含む4週の期間で週休日数が8日となるようにすることを定めまして、修学旅行の引率業務等に従事する士別市立学校職員の勤務時間の割り振りに関する要領というものがありますけれども、こちらとの併用も可能となっております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） 1点お聞きします。

教職員の意識改革について、あるいは教職員と保護者地域住民との関係については、学校運営協議会の中で話していくということなんですけれども、これまでも学校運営協議会の中では、学校の先生の、教職員の働き方についての論議というのはされたんですか。ある程度の実績はありますか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 藤田管理監。

○教育管理監（藤田泰昭君） 学校協議会における働き方改革に関しましては、多くの協議会において、学校長から今こういうふうな形で進めているという道の方向性だとか、学校として考えていることについては、情報提供しているところであります。一部では、それについて、どう解消していくかというところの議論も進めているところではあります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） 突っ込まさせていただきます。

なかなか、その学校の側から、校長先生とかがその働き方改革の理解してくれという言い方はできると思うんですけども、やはり、ここに意識改革とか書いてあるとおり、学校の教職員は、なかなかそういう放課後の子供たちについての責任も抱え込む傾向があるので、地域のほうから積極的に、いや、そこまで抱え込まなくていいですよと言ってあげないとならない面があると思うんです。やはり、学校の教職員の皆さんは、ほとんど真面目な方で、いや、いわゆるでもしか教師というか、もう時間、定時間過ぎたからはい、みたいな先生はほとんどいな

いです。だから、やはり地域のほうから積極的に、いや、そこまで抱え込まなくていいという、その何ていうか、一押しが欲しいなど。私は、この学校運営協議会での今話を聞いていて思ったんです。そこら辺、何か市のほうで妙案はありますか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 藤田管理監。

○教育管理監（藤田泰昭君） 妙案といってもちょっとあれなんですけれども、今実際に行われている活動として、例えばある学校では先生方がこれまで行っていたスポーツテストの測定をする。それ、先生方の人数だけでは足りないの、保護者だとか地域の方々にそれをちょっとボランティアお願いしますと話で振ったところ、多くの保護者を中心に集まっていたというのがあったので、予定以上の数が集まってきて、そういういい取り組みということが進んでいっています。保護者の方々は、それは、参観日感覚で子供の活動を見に来て、同時に測定をしていくという取り組みも行われているところでありまして、そういうようなさまざまな取り組み、先生方が困っているようなところで地域の方がお手伝いいただけるような取り組みについて、全ての協議会の中でも進めてまいりたいと考えております。

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で、国忠議員の質疑を終了いたします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は本日に引き続き午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

明日の議事日程は、本日の続行であります。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 3時58分散会）